

株式会社三越伊勢丹ホールディングス

第 11 回 招集ご通知 定時株主総会

日時：2019年6月17日(月曜日)午前10時

場所：グランドニッコー東京 台場

地下1階 パレロワイヤル

東京都港区台場二丁目6番1号

次回以降招集ご通知のメール配信をご希望の株主様は、議決権行使サイト<https://evote.tr.mufig.jp/>にアクセスし、画面の案内に従い電子メールによる招集ご通知受領に関し、ご承諾いただくようお願い申し上げます。

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役賞与の支給の件

浅葱色 Asagiirō



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。
<https://s.srdb.jp/3099/>



三越伊勢丹ホールディングス

(証券コード 3099)

ごあいさつ

株主の皆様には、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2019年3月31日をもちまして、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの第11期決算を行いましたので、ここに報告書をお届けいたします。何卒、ご高覧いただきたくお願い申し上げます。

三越伊勢丹グループは統合10年を機に、今後の更なる成長に向けて、私たちの存在意義やめざす姿を「私たちの考え方」として制定し、“人と時代をつなぐ”改革に着手いたしました。グローバル化の加速により、一層の“変化”が求められる現在、IT・店舗・人の力を活用した新時代の百貨店をめざし、デジタル技術を活用することにより、世界中のモノ・コトとお客さまのつなぎ手となることをめざしてまいります。

また、コーポレート・ガバナンス体制を強化し、企業活動を通じて、変化する社会からの課題や要請にお応えするための取り組みを推進していくことで、お客さまをはじめとするステークホルダーの皆様の豊かな未来と、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後も一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長執行役員
(CEO)
杉江 俊彦

目次

●招集ご通知	2
●株主総会参考書類	5
●事業報告	19
●連結計算書類	47
●計算書類	50





招集ご通知

株 主 各 位

(証券コード 3099)

2019年5月27日

東京都新宿区新宿五丁目16番10号
株式会社 三越伊勢丹ホールディングス
代表取締役会長 赤 松 憲

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、第11回定時株主総会を次のとおり開催いたしますので、お繰り合わせのうえ、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、「議決権行使についてのご案内」(次頁)のとおり、書面またはインターネットなどにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2019年6月14日(金曜日)午後8時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2019年6月17日(月曜日) 午前10時
なお、受付開始時間は、午前9時を予定しております。
2. 場 所 東京都港区台場二丁目6番1号
グランドニッコー東京 台場 地下1階 パレロワイヤル

●「パレロワイヤル」が満席となった場合は、第2会場等をご案内させていただきますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

3. 株主総会の目的事項

- | | |
|-------|---|
| 報告事項 | 1. 第11期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. 第11期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役賞与の支給の件 |

以 上

くお知らせ

- 次の事項につきましては、法令および当社定款第16条に基づき、当社ホームページ(<https://www.imhds.co.jp>)に掲載しておりますので、株主総会招集ご通知添付書類には記載していません。
- ①事業報告の「会社の新株予約権に関する事項」、②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- なお、本招集ご通知添付書類および上記ホームページ掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。
- 修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ホームページ(<https://www.imhds.co.jp>)にて修正後の内容を掲載いたします。なお、修正がない場合は掲載いたしておりません。

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

株主総会における議決権は、株主様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。



議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。(ご捺印は不要です) なお、株主でない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけません(お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます)ので、ご注意ください。

2019年6月17日（月曜日）
午前10時
（受付開始午前9時）



各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

2019年6月14日（金曜日）
午後8時到着分まで



議決権行使サイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>にアクセスし、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

2019年6月14日（金曜日）
午後8時まで

当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、議決権行使プラットフォーム（いわゆる東証プラットフォーム）をご利用いただけます。

[illegible]

● 一部の候補者に
反対する場合

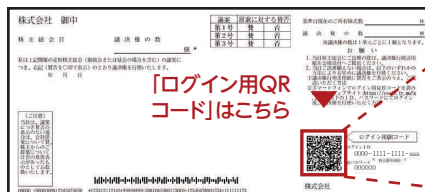
≫ 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufig.jp/>)にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。



スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



議決権行使書副票(右側)

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました！
同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は1回に限りです。

二回目以降のログインの際は…

下記のご案内に従ってログインしてください。

「ネットで招集」なら
QRコードが簡単に読み取れます！



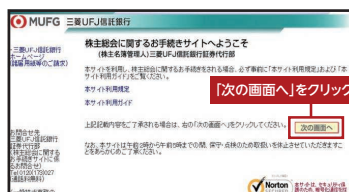
こちらを押すと「読取」か「移動」ボタンが選択できます。「読取」を選択すると自動でカメラが起動しますので、同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



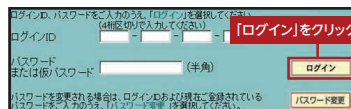
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイトのご利用方法

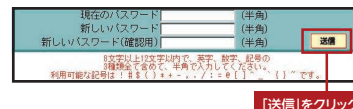
① 議決権行使サイトにアクセスする



② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



③ 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方を入力



以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、株主総会前日(2019年6月14日(金曜日))の午後8時まで受付いたします。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたる議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ(ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部

☎ 0120-173-027 (通話料無料)

受付時間：午前9時から午後9時まで

招集・通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

株主総会参考書類

■ 議案および参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第11期の期末配当金につきましては、株主の皆様への安定的な配当の維持ならびに既存および新規の事業への投資等に必要な内部留保の適正な確保を総合的に勘案し、1株につき6円とさせていただきますたく存じます。これにより、中間配当金6円を加えた年間配当金は1株につき12円となります。

期末配当金に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金 6円
総額 2,339,975,784円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月18日



第2号議案

取締役9名選任の件

今回の定時株主総会の終結の時をもって、取締役 赤松憲、杉江俊彦、竹内徹、白井俊徳、武藤隆明、槍田松瑩、井田義則、永易克典、久保山路子の9氏は、任期満了となります。

つきましては、取締役9名の選任を願いたく、次の候補者を推薦いたします。

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位・担当	取締役 在任年数	出席状況 取締役会出席率
1	再任候補者 あか まつ けん 赤 松 憲	代表取締役会長	2年	14回中14回 100%
2	再任候補者 すぎ え とし ひこ 杉 江 俊 彦	代表取締役社長執行役員(CEO)	7年	14回中14回 100%
3	再任候補者 たけ うち とおる 竹 内 徹	代表取締役副社長執行役員 CMO (チーフ・マーチャンダイジング・オフィサー)	2年	14回中14回 100%
4	再任候補者 む とう たか あき 武 藤 隆 明	取締役常務執行役員 CAO (チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー)	1年	11回中11回 100%
5	新任候補者 い ぐら ひで ひこ 伊 倉 秀 彦	常務執行役員 CFO (チーフ・フィナンシャル・オフィサー)	—	—
6	再任候補者 社外取締役候補者 独立役員候補者 く ぼ やま みち こ 久 保 山 路 子	社外取締役	1年	11回中11回 100%
7	新任候補者 社外取締役候補者 独立役員候補者 いい じま まさ み 飯 島 彰 己	—	—	—
8	新任候補者 社外取締役候補者 独立役員候補者 ど い み わ こ 土 井 美 和 子	—	—	—
9	新任候補者 社外取締役候補者 お やま だ たかし 小 山 田 隆	—	—	—

※取締役在任年数は本定時株主総会終結時のものです。
※在任年数が1年の候補者の取締役会出席状況については、取締役就任以降のみを対象としています。

招集通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

1

あか まつ
赤 松けん
憲

(1952年9月5日生)

再 任

所有する当社の株式数
38,140株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1975 年 6 月 (株)三越入社
2006 年 2 月 同執行役員業務部長
2007 年 2 月 同執行役員グループ業務部長
2007 年 5 月 同取締役上席執行役員グループ業務部長
2008 年 4 月 当社取締役常務執行役員管理本部長
(株)三越取締役
2009 年 4 月 (株)伊勢丹取締役
2013 年 4 月 当社取締役常務執行役員業務本部長
(株)三越伊勢丹取締役常務執行役員業務本部長
2016 年 6 月 新光三越百貨股份有限公司副董事長
2017 年 5 月 当社顧問
日本百貨店協会会長 (現任)
2017 年 6 月 当社代表取締役会長 (現任)
(株)三越伊勢丹代表取締役会長
2019 年 4 月 (株)三越伊勢丹取締役会長 (現任)

重要な兼職の状況

(株)三越伊勢丹取締役会長
日本百貨店協会会長

取締役候補者とした理由

2008年の当社設立時に取締役常務執行役員に就任。総務・経理・管財・物流等を統括する業務（管理）本部長として当社グループの基盤整備、コスト削減、ガバナンス体制の構築等を推進しました。その後、当社の持分法適用会社である新光三越百貨股份有限公司（台湾）の副董事長（2016年）を経て、2017年に当社代表取締役会長に就任。その豊富な知見と卓越したリーダーシップにより、当社の企業価値向上と更なるガバナンスの強化に寄与することができると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。

2 ^{すぎ え とし ひこ} 杉江 俊彦 (1961年2月15日生)

再 任



所有する当社の株式数
30,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1983 年 4 月 (株)伊勢丹入社
- 2009 年 4 月 同執行役員営業本部MD統括部食品統括部長兼食品営業部長
- 2011 年 4 月 (株)三越伊勢丹執行役員営業本部MD統括部食品統括部長
- 2012 年 4 月 当社常務執行役員経営戦略本部付
- 2012 年 6 月 当社取締役常務執行役員経営戦略本部長
- 2013 年 4 月 (株)三越伊勢丹取締役常務執行役員経営戦略本部長
- 2016 年 4 月 当社取締役専務執行役員経営戦略本部長
(株)三越伊勢丹取締役専務執行役員経営戦略本部長
- 2017 年 4 月 当社代表取締役社長執行役員
(株)三越伊勢丹代表取締役社長執行役員 (現任)
- 2018 年 4 月 当社代表取締役社長執行役員 (CEO) 兼 C D T O
※ CEO (チーフ・エグゼクティブ・オフィサー)
C D T O (チーフ・デジタル・トランスフォーメーション・オフィサー)
- 2019 年 4 月 当社代表取締役社長執行役員 (CEO) (現任)

重要な兼職の状況

(株)三越伊勢丹代表取締役社長執行役員

取締役候補者とした理由

入社以来、家庭用品、婦人服飾雑貨、食品等の営業部門や営業支援部門を経験し、2012年に当社の取締役常務執行役員に就任以降は、経営戦略本部長として経営計画の実現に向けて当社グループを牽引してまいりました。2017年4月に当社および(株)三越伊勢丹の代表取締役社長執行役員に就任。また、2018年にはC D T Oを兼任し、当社のデジタル戦略を推進してまいりました。営業部門と企画部門双方での豊富な経験の中で培ってきた百貨店事業とグループ事業全般に幅広く精通する能力と卓越したリーダーシップにより、当社グループの更なる企業価値向上に大きく寄与できると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。

招集通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

3 たけ うち 竹内

とおる 徹 (1960年5月21日生)

再任



所有する当社の株式数
24,500株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1983 年 4 月 (株)伊勢丹入社
- 2009 年 4 月 同執行役員営業本部MD統括部婦人統括部長
- 2010 年 3 月 同取締役常務執行役員営業本部MD統括部長兼婦人統括部長
- 2011 年 4 月 (株)三越伊勢丹常務執行役員営業本部MD統括部長
- 2013 年 4 月 当社常務執行役員
(株)札幌丸井三越代表取締役社長執行役員
- 2016 年 4 月 当社常務執行役員グループ人財本部長
(株)三越伊勢丹常務執行役員グループ人財本部長
- 2017 年 4 月 (株)三越伊勢丹取締役専務執行役員百貨店事業本部長兼商品統括部長
- 2017 年 6 月 当社取締役
- 2018 年 4 月 (株)三越伊勢丹取締役専務執行役員百貨店事業本部長
- 2019 年 4 月 当社代表取締役副社長執行役員CMO (現任)
※CMO (チーフ・マーチャンダイジング・オフィサー)
(株)三越伊勢丹取締役 (現任)

重要な兼職の状況

(株)三越伊勢丹取締役

取締役候補者とした理由

入社以来、紳士服、婦人服等を中心に従事し、海外の事業子会社への出向経験も含め、長らく営業部門を牽引してきました。2013年には当社常務執行役員として(株)札幌丸井三越代表取締役社長執行役員を、2016年には当社グループ人財本部長を、2017年からは(株)三越伊勢丹取締役専務執行役員として百貨店事業本部長を歴任。本年4月、当社代表取締役副社長執行役員CMOに就任し、マーチャンダイジングの最終執行権者としてグループ全体を牽引しています。その幅広く豊富な経験により、当社グループの企業価値向上に寄与することができると判断し、同氏を引き続き取締役候補者とししました。

4 ^む ^{とう} ^{たか} ^{あき} 武藤隆明 (1956年11月28日生)

再任



所有する当社の株式数
27,300株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1979 年 6 月 (株)三越入社
- 2010 年 3 月 同執行役員総務部長
- 2011 年 4 月 当社執行役員管理本部総務部長
- 2013 年 4 月 当社執行役員業務本部総務部長
- 2016 年 4 月 当社執行役員リスクマネジメント室長
- 2017 年 4 月 当社常務執行役員リスクマネジメント室長
- 2018 年 6 月 当社取締役常務執行役員 C A C O
※ C A C O (チーフ・アドミニストレーション・アンド・コンプライアンス・オフィサー)
(株)三越伊勢丹取締役 (現任)
- 2019 年 4 月 当社取締役常務執行役員 C A O (現任)
※ C A O (チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー)

重要な兼職の状況

(株)三越伊勢丹取締役

取締役候補者とした理由

長らく人事、総務部門に従事し、2017年からは当社常務執行役員リスクマネジメント室長としてグループ全体のリスクマネジメントを推進。2018年6月からは当社取締役常務執行役員 C A C O として総務や財務経理、人事等の複数の部門を管掌してまいりました。本年4月からは C A O に就任し、グループの業務、総務、C S R における最終執行権者として手腕を発揮しています。その長年にわたり培った豊富な知見により、当社グループの更なる企業価値向上に寄与できると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。

招集通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

5 ^い ^{ぐら} ^{ひで} ^{ひこ} 伊倉 秀彦 (1964年7月5日生)

新任



所有する当社の株式数
2,400株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1987 年 4 月 (株)伊勢丹入社
- 2014 年 4 月 (株)エムアイカード取締役専務執行役員
(株)エムアイ友の会代表取締役社長
- 2017 年 4 月 (株)三越伊勢丹イノベーションズ代表取締役社長
- 2018 年 4 月 当社執行役員経営企画部門長
- 2019 年 4 月 当社常務執行役員ＣＦＯ（現任）
※ＣＦＯ（チーフ・フィナンシャル・オフィサー）
(株)三越伊勢丹取締役（現任）

重要な兼職の状況

(株)三越伊勢丹取締役

取締役候補者とした理由

入社以降早くから米国やタイへ海外外向し財務経理部門や事業リストラクチャリング等を経験。帰国後は当社の経営企画部門、エムアイカード社の経営等に携わる中でM&A業務や外部提携業務、構造改革案件を広く担当。2018年からは当社経営企画部門長に就任、本年4月からはＣＦＯに就任し、グループ全体の予算・投資・財務等における最終執行権者として手腕を発揮しています。その財務面・経営面での幅広い経験とスキルにより、当社グループの更なる企業価値向上に寄与できると判断し、同氏を取締役候補者としてしました。

6 久保山 路子 (1956年4月16日生)

再任

社外取締役候補者

独立役員



所有する当社の株式数
1,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1980 年 4 月 花王石鹼(株) (現 花王(株)) 入社
- 2006 年 4 月 同商品広報部部長
- 2011 年 4 月 同商品広報センター センター長
- 2011 年 9 月 多摩大学大学院 客員教授 (現任)
- 2016 年 5 月 花王(株) 生活者研究部コミュニケーションフェロー (現任)
- 2017 年 6 月 (株)ジャックス社外取締役 (現任)
- 2018 年 6 月 当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

花王(株) 生活者研究部コミュニケーションフェロー
(株)ジャックス社外取締役

社外取締役候補者とした理由

花王(株)で商品広報センター・センター長を務めるなど、主に商品開発やマーケティングの部門に従事し、その豊富な経験に基づき多摩大学大学院において客員教授として教鞭を執るなど多彩に活躍されています。当社社外取締役には2018年より就任し、消費者をはじめとした多様な視点が求められる当社取締役会において、引き続き独立した立場から業務執行に対して有益な助言および適切な監督をいただけると判断し、同氏を取締役候補者としました。

招集通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

7

いい じま まさ み
飯 島 彰 己

(1950年9月23日生)

新 任

社外取締役候補者

独立役員



所有する当社の株式数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974 年 4 月 三井物産(株)入社
 2008 年 4 月 同常務執行役員
 2008 年 6 月 同代表取締役常務取締役
 2008 年10月 同代表取締役専務執行役員
 2009 年 4 月 同代表取締役社長
 2015 年 4 月 同代表取締役会長（現任）
 2016 年 6 月 (株)リコー社外取締役（現任）
 2018 年 7 月 ソフトバンクグループ(株)社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

三井物産(株)代表取締役会長
 (株)リコー社外取締役
 ソフトバンクグループ(株)社外取締役

社外取締役候補者とした理由

国内有数規模の事業法人の経営者として卓越した手腕を発揮し同社の成長に大きな役割を果たすとともに、取締役会議長として経営の監督者の立場から同社のコーポレート・ガバナンス推進に重要な役割を果たされてきました。その豊富な見識を当社の経営に反映し、独立した立場から当社の取締役会の意思決定における妥当性・適正性を確保するための適切な助言・提言をいただけると判断し、同氏を取締役候補者としてしました。

※飯島氏が代表取締役会長を務める三井物産(株)における役割は、主として経営の監督を行うことであり、執行役員を兼務せず、日常の業務執行には関与されていません。

8 ど い み わ こ 土井美和子 (1954年6月2日生)

新任

社外取締役候補者

独立役員



所有する当社の株式数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1979 年 4 月 東京芝浦電気(株) (現(株)東芝) 入社
- 2005 年 7 月 (株)東芝 研究開発センター ヒューマンセントリックラボラトリー技監
- 2006 年 7 月 同研究開発センター技監
- 2008 年 7 月 同研究開発センター首席技監
- 2014 年 4 月 独立行政法人 (現国立研究開発法人) 情報通信研究機構監事 (現任)
- 2015 年 6 月 (株)野村総合研究所社外取締役 (現任)
- 2017 年 4 月 奈良先端科学技術大学院大学理事 (現任)

重要な兼職の状況

国立研究開発法人情報通信研究機構監事
(株)野村総合研究所社外取締役
奈良先端科学技術大学院大学理事

社外取締役候補者とした理由

大手電機メーカーにおける情報技術分野の研究者・責任者として豊富な経験を有し、同分野における専門家として多数の功績を上げられており、政府の委員会委員や大学の客員教授としてもご活躍されています。IT・店舗・人の力を活用した新時代の百貨店をめざしている当社の取締役会において、その高いITスキル・ノウハウに基づいた有益な助言をいただくとともに、独立した立場から業務執行に対する適切な監督をいただけると判断し、同氏を取締役候補者としてしました。

招集
通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

お やま だ
小 山 田

たかし

隆 (1955年11月2日生)

新任

社外取締役候補者



所有する当社の株式数

0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979 年 4 月 (株)三菱銀行（現(株)三菱ＵＦＪ銀行）入行
2009 年 1 月 (株)三菱東京ＵＦＪ銀行（現(株)三菱ＵＦＪ銀行）常務執行役員
2009 年 6 月 同常務取締役
 (株)三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ取締役
2012 年 5 月 (株)三菱東京ＵＦＪ銀行常務執行役員
2013 年 5 月 同専務執行役員
2014 年 6 月 同副頭取
2015 年 5 月 (株)三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ副社長執行役員
2015 年 6 月 同取締役代表執行役副社長グループＣＯＯ
2016 年 4 月 (株)三菱東京ＵＦＪ銀行頭取
 (株)三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ取締役
2017 年 6 月 (株)三菱東京ＵＦＪ銀行取締役
2017 年 6 月 同特別顧問
2018 年 4 月 (株)三菱ＵＦＪ銀行特別顧問（現任）
2018 年 6 月 公益財団法人日本国際問題研究所代表理事・副会長（現任）
2018 年12月 三菱総研ＤＣＳ(株)社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

(株)三菱UFJ銀行特別顧問
公益財団法人日本国際問題研究所代表理事・副会長
三菱総研DCS(株)社外取締役

社外取締役候補者とした理由

国内トップクラスの金融機関における経営者として卓越した手腕を発揮し、幅広い知見と長年にわたる金融機関での経験の中で培われた財務に関する深い知識を備えられています。その高い専門的見地から、当社の取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための有益な助言・提言をいただけると判断し、同氏を取締役候補者としました。



- (注記) 1. 久保山路子氏は2019年6月27日付をもって㈱ジャックスの社外取締役を退任する予定であります。
2. 小山田隆氏は当社グループの主要取引先金融機関である㈱三菱UFJ銀行の特別顧問であります。
また、その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 小山田隆氏が2017年6月まで取締役を務めていた㈱三菱東京UFJ銀行（現㈱三菱UFJ銀行）は、ニューヨーク州金融サービス局（New York State Department of Financial Services）との間で合意した事案に関して、英国健全性監督機構への報告が遅れる等適切性を欠いていたことにつき、同機構との間で2017年2月、17,850千英ポンドの支払に合意しました。
4. 久保山路子氏とは、当社は定款の定めにより責任限定契約を締結しており、その内容は同氏が当社に損害賠償責任を負う場合の限度額を、法令が規定する額とするものであります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。更に、飯島彰己、土井美和子、小山田隆の3氏の選任が承認された場合、当社は新たに上記と同様の責任限定契約を3氏との間で締結する予定であります。
5. 当社は、久保山路子氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し両取引所に届け出ております。また同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として指定し両取引所に届け出る予定であります。更に、飯島彰己、土井美和子の両氏の選任が承認された場合、新たに両氏を独立役員として指定し両取引所に届け出る予定であります。
6. 久保山路子氏の戸籍上の氏名は岩崎路子であります。

第3号議案

監査役1名選任の件

今回の定時株主総会の終結の時をもって、監査役 竹田秀成氏は、任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任を願いたく、次の候補者を推薦いたします。なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

しら い とし のり
白井俊徳

(1959年1月28日生)

新任



所有する当社の株式数
19,081株

略歴、地位および重要な兼職の状況

- 1982 年 4 月 (株)伊勢丹入社
- 2008 年 3 月 同執行役員
- 2008 年 4 月 当社執行役員経営戦略本部企画推進部長
- 2011 年 4 月 当社執行役員経営戦略本部経営企画部長
- 2012 年 6 月 当社取締役執行役員経営戦略本部経営企画部長
- 2013 年 6 月 当社執行役員経営戦略本部経営企画部長
- 2014 年 4 月 当社執行役員経営戦略本部企画推進部長
- 2016 年 1 月 (株)三越伊勢丹イノベーションズ代表取締役社長
- 2016 年 4 月 当社常務執行役員経営戦略本部企画開発推進部長
- 2017 年 4 月 当社常務執行役員経営戦略本部長
(株)三越伊勢丹取締役
- 2017 年 6 月 当社取締役常務執行役員経営戦略本部長
- 2018 年 4 月 当社取締役常務執行役員 C S R O
※C S R O (チーフ・ストラテジー・アンド・リストラクチャリング・オフィサー)
- 2019 年 4 月 当社取締役常務執行役員社長付 (現任)

監査役候補者とした理由

入社以来、経理部門等に従事した後、国内外の事業子会社に出向し総務や経理、および当該会社の経営全般を幅広く担当しました。その後は一貫して経営企画部門に従事する中で、当社の持分法適用会社の非常勤取締役・監査役も経験しております。当社取締役常務執行役員就任後は2017年に経営戦略本部長、2018年にC S R Oとして当社グループの成長事業や構造改革等の経営課題に取り組んでまいりました。その中で培ってきた当社グループの事業に対する深い見識により、当社の取締役会等の意思決定の妥当性・適正性の確保に寄与することができると判断し、同氏を監査役候補者としてしました。

- (注記) 1. 監査役候補者の所有する当社の株式数は、2019年3月31日現在のものであり、三越伊勢丹ホールディングス役員持株会における本人の持分を含めております。
2. 白井俊徳氏は、経理部門を担当した後、経営戦略部門での経験が長く、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 白井俊徳氏の選任が承認された場合、当社は定款の定めにより責任限定契約を締結する予定であり、その内容は同氏が当社に損害賠償責任を負う場合の限度額を、法令が規定する額とするものであります。

【ご参考】

《独立社外役員の独立性基準》

当社は、社外取締役および社外監査役を独立役員として指定するにあたって、その独立性を判断するため、「三越伊勢丹ホールディングス社外役員の独立性に関する基準」を独自に定めており、以下のいずれにも該当しない社外役員を独立役員として指定しております。

- ①当社グループの業務執行者
- ②当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行取締役、執行役、支配人
- ③当社グループの主要な取引先またはその業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人である者
- ④当社グループと取引のある金融機関の業務執行者
- ⑤当社グループから役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等
- ⑥当社の発行済総株式数の5%以上の株式を保有している株主またはその業務執行者
- ⑦過去3年間に於いて上記①から⑤に該当していた者
- ⑧上記①から⑤の配偶者または二親等以内の親族

なお、②③の「主要な取引先」とは「当社と当該取引先の連結ベースの年間取引額が、過去3年間に於いて1度でも両者いずれかの連結ベースの年間総取引額の1%を超える取引があった取引先」を、⑤の「一定額」とは「過去3年間のいずれかの年度に於いて1千万円以上」を意味します。

第4号議案

取締役賞与の支給の件

当期の業績等を勘案して、当期末時点の取締役4名（取締役9名のうち代表取締役会長および社外取締役4名は除く）に対し、取締役賞与総額5,867万円を支給することといたしたいと存じます。なお、各取締役に對する金額につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

当社の取締役の報酬を決定するに当たっての基本方針および手続きにつきましては、事業報告36ページに記載のとおりであります。

以上

事業報告 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

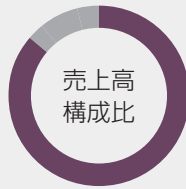
当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善傾向がみられたものの、自然災害に伴う訪日外国人の減少や供給の制約などにより、消費マインドにおいてマイナス影響を及ぼしました。また、年度後半は世界経済の不確実性が高まる中で推移いたしました。

このような中であって、当社グループは2018年4月に「私たちの考え方」を制定し、企業の方向性を明確に定めました。同年11月には「私たちの考え方」をベースとした「三越伊勢丹グループ中期経営計画」を策定いたしました。同計画においては、「人と時代をつなぐ三越伊勢丹グループ」の確立に向け、当社の強みを活かし、お客さまとモノ・コト・情報を「オフライン（店舗）とオンライン（EC）でマッチング」することで新たな価値を創造していくことをめざす姿として描きました。

中期経営計画の一環として、2017年度より不採算店舗の閉鎖、不採算事業の整理を進めてきた結果、大規模構造改革は一定の目途がたちました。コスト構造改革は継続してまいります。2018年度は、ビジネスモデル転換に向けた事業基盤の整備、店舗の投資や店舗事業改革等の取り組みに加えて、次の成長に向けた新しい事業へのチャレンジにも着手いたしました。あわせて、コーポレート・ガバナンス体制の強化にも取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の連結決算につきましては、売上高は1兆1,968億円余（前連結会計年度比95.3%）、営業利益は292億円余（前連結会計年度比119.7%）、経常利益は319億円余（前連結会計年度比117.1%）、親会社株主に帰属する当期純利益は134億円余（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失9億円余）となりました。

従来、報告セグメントとして開示しておりました「小売・専門店業」は量的な重要性が低下したため、報告セグメントから除外し「その他」としております。



百貨店業

86.3%

売上高 1兆1,112億円 前期比 98.2%

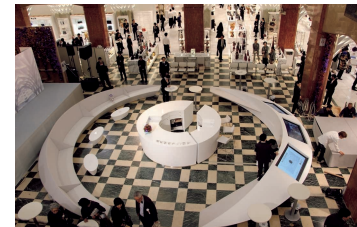
営業利益 153億円 前期比 105.7%

百貨店業におきましては、高価格帯の雑貨や衣料品、化粧品の商品揃えを強化した結果、国内百貨店を中心に売上を牽引し、既存店ベースで前年実績を上回りました。また、各社でコスト構造改革を進めてきた結果、販売管理費を大きく削減いたしました。

お客さまの価値観、買い方、生活スタイル、加えて、市場環境も大きく変化しています。そのような中、当社グループではデジタルを活用し、最高レベルでのサービスを提供するための新たな百貨店モデルの確立をめざし、人・店舗・IT相互の力を活用したモデル転換について、まずは基幹店において具体的取り組みに着手いたしました。

三越日本橋本店においては、おもてなしを中心とし、パーソナルショッピングを強化した百貨店へと変化する大規模改装（第1期リモデル）を2018年10月に約30年ぶりに実施いたしました。本館1階を中心に、お客さまのご要望やご相談にお応えするカテゴリースペシャリストが常駐するデスクや特別なお客さまのラウンジを設けるなどお客さまをおもてなしする環境を整えました。カテゴリースペシャリストと案内役のガイドがIT技術を活用のうえ、情報連携し、ブランドやカテゴリの垣根を越えた日本橋本店全体での商品提案を行える体制を整えました。

伊勢丹新宿本店では、世界NO.1のメンズファッションストアの実現に向け、「商品」「サービス」「空間」の磨き上げを行いメンズ館のリモデルを15年ぶりに実施いたしました。世界最先端・最高峰のファッションの追求やカスタマイズできる商品の拡充、アナログとデジタルを融合したパーソナルな購買体験の提供



三越日本橋本店
本館1階 レセプション



伊勢丹新宿本店
メンズ館地下1階 紳士靴売場

等、お客さま一人ひとりのご要望に寄り添える環境を整え、あわせて伊勢丹の包装紙を22年ぶりに刷新いたしました。

お客さまとの接点拡大に向け新たなオンラインビジネスにも取り組んでおります。2018年6月には定期宅配事業「ISETAN DOOR」をスタートいたしました。2019年2月には伊勢丹新宿本店の強みを活かした化粧品オンラインストア「meeco（ミーコ）」を、3月にはSNS等を活用し、お客さまと双方向で商品開発・モノづくりを行うオンライン専門の「アームインアーム」を立ち上げました。

なお、限られた経営資源を新たな成長分野へ再配分するため、収益性に課題のあった伊勢丹相模原店、伊勢丹府中店、新潟三越、岩田屋久留米店新館の営業終了を決定いたしました。（岩田屋久留米店新館につきましては2019年3月に閉店いたしました。）営業終了に伴うご不便について深くお詫び申し上げますとともに、今までのご支援やご愛顧に御礼申し上げます。



定期宅配事業
「ISETAN DOOR」



化粧品オンラインストア
「meeco（ミーコ）」



クレジット・金融・友の会業

3.0%

売上高

391億円 前期比 100.5%

営業利益

64億円 前期比 119.7%

クレジット・金融・友の会業につきましては、株式会社エムアイカードは、グループ外企業との連携による会員規模の拡大やエムアイポイントの魅力度向上、既存カードの収益力強化等に重点的に取り組みました。

2018年10月に「福岡ソフトバンクホークス エムアイカード」、同年11月には「雷克萨斯東京 エムアイカードプラス プラチナ」等の新規カードを発行する等、お客さまのニーズに合わせたカードのラインナップを揃えることで、会員数の拡大を図りました。また、グループのポイントプログラムである「エムアイポイント」は、活用範囲をグループ外に拡大しております。当年度は新たに35社とのポイント交換を開始することで、お客さまの百貨店以外でのご利用を促進し、収益力向上に取り組みました。



不動産業

3.8%

売上高

483億円 前期比 107.2%

営業利益

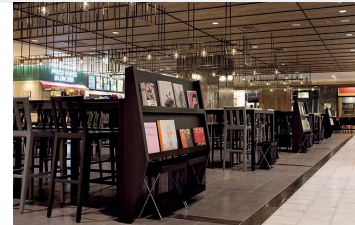
77億円 前期比 117.7%

不動産業におきましては、商業不動産事業として2018年3月に横浜のジョイナスに食特化型ストアの新たな商業施設「FOOD&TIME ISETAN YOKOHAMA」、同年4月には国分寺駅北口に地域密着型の商業施設「ミーツ国分寺」を開業し、商業施設運営を推進しております。

海外においては、野村不動産株式会社とフィリピン大手不動産会社のFederal Land Incorporatedとの共同事業で、フィリピ

ンでのレジデンスおよび商業施設の複合不動産開発プロジェクトに継続して取り組み、2018年11月にレジデンス第1期の販売を開始いたしました。また、商業施設部分において、百貨店とは異なる新しい複合商業施設の名称を「MITSUKOSHI」とし、「食」を中心としたショッパや業態の誘致・展開をめざしていくことを発表いたしました。

また、株式会社三越伊勢丹プロパティ・デザインは、業務運営の効率化、生産性向上を図るため、2019年4月1日付でビルマネジメント事業を株式会社三越伊勢丹アイムファシリティーズ（旧社名「株式会社アイム環境ビル管理」）へ事業承継いたしました。



FOOD&TIME ISETAN YOKOHAMA

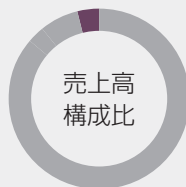
招集
通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類



その他

6.9%

売上高

889億円 前期比 61.2%

営業利益

△3億円 (前期は営業損失22億円)

その他の事業におきましては、構造改革の一環として、不採算であった通信販売事業やファッションブランド事業を終了いたしました。不採算事業の整理により売上高は減少しましたが、経費構造への取り組みによりセグメント収益が改善しました。

また、今後の成長が見込める旅行事業においては、株式会社三越伊勢丹旅行と株式会社ニッコウトラベルを2019年4月に企業統合し、効率化を図るとともに統合効果の追求を通じお客さまへの提供価値を高めてまいります。

美容事業に関しては、株式会社ソシエ・ワールドが当社グループ内店舗への出店をいたしました。美容に対するお客さまのニーズの多様化や競争激化により売上高の減少が続いており、今後も早急な業績の回復が見込めないことから、当連結会計年度において特別損失としてのれん等の減損損失を126億円計上いたしました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額の総額は565億円余となりました。その主なものは、三越伊勢丹グループ各店の改修工事等で485億円余でございます。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、社債の償還および設備投資等に充当するため、社債発行により100億円を調達しております。

(4) 対処すべき課題

人口減少・少子高齢化による国内消費市場の縮小、通信技術の著しい変化、デジタル化の拡大による消費者の消費行動の変化・多様化により、当社グループを取り巻く環境は著しく変化しており、スピードをもって変革していく必要があります。デジタル化拡大により、いつでも、どこでも、誰でも情報を得て発信できるようになり、店舗（オフライン）だけでなく、EC（オンライン）をはじめ、多様な購買方法への対応が不可欠であり、今までの百貨店ビジネスモデルから、新たな小売モデルへの転換が求められています。

このような変化に対応するため、当社グループは、2018年11月に発表しためざす姿「新時代の百貨店（プラットフォーム）」の実現に向けた中期経営計画を推進しております。インフラ整備、コスト構造改革は継続しつつ、ビジネスモデル改革および次の成長に向けた取り組みに軸足を移し、そのための重点戦略を確実に加速させてまいります。

重点取組①「新時代の百貨店」実現に向けた取り組み推進

「新時代の百貨店」の実現に向けて、「既存店舗のビジネスモデル改革」「新規事業の創出」を進めております。当社グループの基幹店である三越日本橋本店の第2期リモデル、伊勢丹新宿本店本館のリモデルを予定通り推進いたします。リモデルにあわせて新たな組織体制において、店舗で展開する商品のデジタル登録を行い、店舗とネット上で同じサービスや体験ができるよう「オンラインとオフラインのシームレス化」を推進してまいります。三越日本橋本店では、第1期リモデル時に先行導入したコンシェルジュサービスやグループカスタマープログラムサービスを強化・拡大し、他店舗にもつなげていきます。基幹店に留まらず、地域店舗の松山三越や新潟伊勢丹においても新しい店舗モデル作りを順次実施していく予定です。デジタルインフラ整備を推進し、従来の働き方、仕組、業務フローを全て変え、生産性の向上を図り、新しいビジネスモデルの確立をめざします。

また、新たな価値提供として、新しいオンラインビジネスの立ち上げにもチャレンジしてまいります。2018年度に立ち上げた定期宅配事業、化粧品専用オンラインストア、オンライン専業ブランドに続き、2019年度にはパーソナルスタイリング新会社を設立いたしました。今後はセカンダリーマーケット、マーケティングサービス等の事業の検討を継続していきます。

重点取組②「不動産・海外事業の拡大」

当社グループにて保有している不動産価値最大化に向けて、再開発への参画や新たな事業展開を検討してまいります。国内においては、横浜や国分寺に続く新たな商業施設の運営を検討してまいります。海外においては、フィリピンにて進めている小売と不動産のコラボレーションによ

る取り組みに次ぐ案件、中型店舗の展開、新規不動産開発案件参画等他社との協業も視野に入れ取り組みを前向きに検討していきます。

重点取組③「コスト構造改革の推進」

成長に向けた重点戦略の推進と並行し、コスト構造改革を継続してまいります。販売管理費の削減に向けて、宣伝費、地代家賃、人件費の抜本的な構造改革を進めております。また、大規模店舗構造改革には一定の目処がつかしましたが、引き続きグループにおける各事業の方向性、役割・位置付けを明確化することで、事業ポートフォリオの組替え、再構築に取り組みます。

中期経営計画の確実な達成のため、当社傘下の事業会社へ権限と責任を委譲し、経営の意思決定を迅速化するとともに機動的な業務執行体制を構築してまいります。そのためにも、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化が必要であり、グループ全体を統制するチーフオフィサー制の運用上の精度向上、取締役会の実効性を高めるための取り組みなどを継続的に実施してまいります。さらに、コンプライアンス、リスクマネジメント、情報管理体制などの内部統制システムの強化に取り組み、企業価値の向上と持続的成長をめざしてまいります。

また、社会に対する企業の責任として、変化する社会のさまざまな課題に向きあい、企業活動を通じてその解決に貢献することで、かかわりのあるすべての人々の豊かな未来と、持続可能な社会の実現に向け役割を果たすことをめざしています。C S Rにおいても、E S G、S D G sの視点も踏まえ、変化する社会からの課題、要請に応じていくため、サステナビリティ推進会議を創設し、取り組みを強化してまいります。加えて、日本の高齢化と少子化が急激に進み、労働人口の減少は避けられません。そのような中、当社グループにおいては従業員がパフォーマンスを高めて生産性を上げられるよう、働きやすい環境を整備し従業員満足度（E S）向上にも取り組み、結果的に顧客満足度向上につながるよう努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申しあげます。

セグメント情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注記) 1	合計	調整額 (注記) 2	連結計算書類 計上額 (注記) 3
	百貨店業	クレジット・ 金融・ 友の会業	不動産業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	1,108,536	22,458	31,258	1,162,253	34,550	1,196,803	－	1,196,803
セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,665	16,658	17,044	36,368	54,420	90,788	△90,788	－
計	1,111,202	39,116	48,303	1,198,621	88,970	1,287,592	△90,788	1,196,803
セグメント利益又は損失 (△)	15,313	6,422	7,786	29,522	△302	29,220	9	29,229
セグメント資産	1,028,103	227,796	153,361	1,409,261	51,250	1,460,511	△213,084	1,247,427
その他の項目								
減価償却費	17,062	3,073	998	21,134	6,980	28,114	△221	27,893
減損損失 (注記) 4	23,097	－	181	23,279	12,788	36,067	－	36,067
持分法適用会社への投資額	79,845	－	－	79,845	－	79,845	－	79,845
有形固定資産及び無形固定資産 の増加額	44,575	1,259	5,774	51,608	5,317	56,926	△400	56,526

- (注記) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、小売・専門店業、製造・輸出入等・卸売業、物流業、人材サービス業、情報処理サービス業、旅行業、美容業等を含んでおります。
2. 調整額は以下のとおりであります。
- (1)セグメント利益の調整額9百万円は、セグメント間取引消去等であります。
- (2)セグメント資産の調整額△213,084百万円は、セグメント間債権債務消去等であります。
- (3)減価償却費の調整額△221百万円は、セグメント間未実現利益であります。
- (4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△400百万円は、セグメント間取引消去及びセグメント間未実現利益等であります。
3. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
4. 連結損益計算書においては、上記減損損失のうち、3,620百万円は「店舗閉鎖損失」に含まれております。

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

■国内百貨店業の売上高

会社別・店別		金額（百万円）	構成比（％）	前年比（％）
(株)三越伊勢丹	三越日本橋本店	144,775	22.8	93.2
	三越銀座店	91,189	14.4	103.8
	伊勢丹新宿本店	288,879	45.5	105.4
	伊勢丹立川店	36,215	5.7	101.1
	伊勢丹浦和店	40,516	6.4	100.3
	伊勢丹相模原店	18,797	3.0	96.3
	伊勢丹府中店	13,906	2.2	93.5
合計		634,280	100.0	97.8
(株)札幌丸井三越		65,360	—	99.8
(株)函館丸井今井		7,289	—	96.0
(株)仙台三越		32,390	—	98.1
(株)新潟三越伊勢丹		44,030	—	99.2
(株)静岡伊勢丹		19,040	—	96.5
(株)名古屋三越		67,340	—	101.9
(株)広島三越		14,002	—	94.3
(株)高松三越		22,740	—	99.1
(株)松山三越		13,096	—	96.2
(株)岩田屋三越		117,230	—	99.5
(株)ジェイアール西日本伊勢丹 ※		67,870	—	95.3

（注記）※ 当社の持分法適用関連会社であります。

■(株)三越伊勢丹の商品別売上高

商品別	金額（百万円）	構成比（％）	前年比（％）
衣料品	226,695	35.8	97.5
身のまわり品	79,280	12.5	99.7
雑貨	140,326	22.1	103.9
家庭用品	23,740	3.7	86.8
食料品	130,873	20.6	95.2
その他	33,364	5.3	91.1
合計	634,280	100.0	97.8

(5) 財産および損益の状況の推移

① 当社および子会社からなる企業集団の財産および損益の状況の推移

項 目	期	第8期	第9期	第10期	第11期
		【2015年度】 2015年4月～2016年3月	【2016年度】 2016年4月～2017年3月	【2017年度】 2017年4月～2018年3月	【2018年度】 2018年4月～2019年3月 ＜当連結会計年度＞
売上高	(百万円)	1,287,253	1,253,457	1,256,386	1,196,803
営業利益	(百万円)	33,107	23,935	24,413	29,229
経常利益	(百万円)	36,704	27,418	27,325	31,995
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	(百万円)	26,506	14,976	△960	13,480
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	(円)	67.41	38.27	△2.47	34.58
総資産	(百万円)	1,293,043	1,312,074	1,275,535	1,247,427
純資産	(百万円)	574,316	579,782	588,091	585,715
1株当たり純資産	(円)	1,438.17	1,460.32	1,478.74	1,475.74
自己資本比率	(%)	43.56	43.36	45.19	46.14

- (注記) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。
2. 第11期より国際財務報告基準に準拠した在外連結子会社の消化仕入取引について、売上総利益相当額を売上高に計上する純額表示に変更しており、第10期についても遡及適用後の売上高を記載しております。
3. 第10期において、第9期に行われた企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第9期の総資産については暫定的な会計処理の確定の内容を反映させています。
4. 第11期より「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」を適用したため、第10期についても遡及適用後の総資産を記載しております。

招集
通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

②当社単体の財産および損益の状況の推移

項 目	期	第8期 【2015年度】 2015年4月～2016年3月	第9期 【2016年度】 2016年4月～2017年3月	第10期 【2017年度】 2017年4月～2018年3月	第11期 【2018年度】 2018年4月～2019年3月 ＜当事業年度＞
営業収益	(百万円)	15,886	35,970	15,572	14,542
営業利益	(百万円)	5,571	24,641	8,345	5,195
経常利益	(百万円)	5,267	23,479	7,054	4,559
当期純利益又は 当期純損失 (△)	(百万円)	5,072	22,381	2,539	△8,697
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	(円)	12.90	57.19	6.52	△22.31
総資産	(百万円)	755,212	784,322	741,614	718,654
純資産	(百万円)	453,050	467,488	465,692	452,583
1株当たり純資産	(円)	1,152.47	1,195.09	1,189.52	1,155.16
自己資本比率	(%)	59.77	59.36	62.52	62.69

(注記) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、期中平均発行済株式総数 (自己株式を控除した株式数) により算出しております。

(6) 重要な子会社等の状況 (2019年3月31日現在)

①子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率 (%)	本店所在地	事業内容
(株)三越伊勢丹	10,000百万円	100.0	東京都新宿区	百貨店業
(株)札幌丸井三越	100百万円	100.0	北海道札幌市中央区	百貨店業
(株)函館丸井今井	50百万円	100.0	北海道函館市	百貨店業
(株)仙台三越	50百万円	100.0	宮城県仙台市青葉区	百貨店業
(株)新潟三越伊勢丹	100百万円	100.0	新潟県新潟市中央区	百貨店業
(株)静岡伊勢丹	100百万円	100.0	静岡県静岡市葵区	百貨店業
(株)名古屋三越	50百万円	100.0	愛知県名古屋市中区	百貨店業
(株)広島三越	50百万円	100.0	広島県広島市中区	百貨店業
(株)高松三越	50百万円	100.0	香川県高松市	百貨店業
(株)松山三越	50百万円	100.0	愛媛県松山市	百貨店業
(株)岩田屋三越	100百万円	100.0	福岡県福岡市中央区	百貨店業
伊勢丹（中国）投資有限公司	60,371千米ドル	100.0	中国 上海市	百貨店業
上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司	5,000千米ドル	80.0	中国 上海市	百貨店業
天津伊勢丹有限公司	2,100千米ドル	100.0	中国 天津市	百貨店業
天津滨海新区伊勢丹百貨有限公司	12,000千米ドル	100.0	中国 天津市	百貨店業
成都伊勢丹百貨有限公司	18,019千米ドル	100.0	中国 四川省成都市	百貨店業
イセタン（シンガポール）Ltd.	20,625千シンガポールドル	52.7	シンガポール シンガポール市	百貨店業
イセタン（タイランド）Co., Ltd.	290,000千バーツ	49.0	タイ バンコク市	百貨店業
イセタンオブジャパンSdn. Bhd.	20,000千マレーシアリング	100.0	マレーシア クアラルンプール市	百貨店業
アイシージェイ デパートメン ト ス ト ア （マ レ ー シ ア） Sdn.Bhd.	60,000千マレーシアリング	100.0	マレーシア クアラルンプール市	百貨店業
米国三越 INC.	25,000千米ドル	100.0	アメリカ フロリダ州	百貨店業
イタリア三越S.p.A.	5,118千ユーロ	100.0	イタリア ローマ市	百貨店業
(株)エムアイカード	1,100百万円	100.0	東京都新宿区	クレジット・金融・ 友の会業

(注記) 当社の出資比率は、(株)三越伊勢丹、(株)札幌丸井三越、(株)函館丸井今井、(株)仙台三越、(株)新潟三越伊勢丹、(株)静岡伊勢丹、(株)名古屋三越、(株)広島三越、(株)高松三越、(株)松山三越、(株)岩田屋三越および(株)エムアイカードは直接保有、その他は間接保有であります。

②持分法適用関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率 (%)	本店所在地	事業内容
(株)ジェイアール西日本伊勢丹	100百万円	40.0	京都府京都市下京区	百貨店業
(株)エムアイフーズスタイル	100百万円	34.0	東京都新宿区	小売業
新光三越百貨股份有限公司	12,459百万台湾ドル	43.4	台湾 台北市	百貨店業

(注記) 当社の出資比率は、(株)ジェイアール西日本伊勢丹は直接保有、(株)エムアイフーズスタイルおよび新光三越百貨股份有限公司は間接保有であります。

③特定完全子会社の状況

名 称	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社三越伊勢丹	東京都新宿区新宿三丁目14番1号	430,854百万円	718,654百万円

(7) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当企業集団は、百貨店業、クレジット・金融・友の会業、不動産業およびその他の4事業を行っております。

(8) 主要な営業所および事業所 (2019年3月31日現在)

①百貨店業<国内>

名 称		所在地
(株)三越伊勢丹	三越日本橋本店	東京都中央区日本橋室町一丁目4番1号
	三越銀座店	東京都中央区銀座四丁目6番16号
	伊勢丹新宿本店	東京都新宿区新宿三丁目14番1号
	伊勢丹立川店	東京都立川市曙町二丁目5番1号
	伊勢丹浦和店	埼玉県さいたま市浦和区高砂一丁目15番1号
	伊勢丹相模原店	神奈川県相模原市南区相模大野四丁目4番3号
	伊勢丹府中店	東京都府中市宮町一丁目41番2号
(株)札幌丸井三越	丸井今井札幌本店	北海道札幌市中央区南一条西二丁目11番地
	札幌三越店	北海道札幌市中央区南一条西三丁目8番地
(株)函館丸井今井		北海道函館市本町32番15号
(株)仙台三越		宮城県仙台市青葉区一番町四丁目8番15号
(株)新潟三越伊勢丹	新潟三越店	新潟県新潟市中央区西堀通五番町866番地
	新潟伊勢丹店	新潟県新潟市中央区八千代一丁目6番1号
(株)静岡伊勢丹		静岡県静岡市葵区呉服町一丁目7番地
(株)名古屋三越	栄店	愛知県名古屋市中区栄三丁目5番1号
	星ヶ丘店	愛知県名古屋市中区千種区星ヶ丘元町14番14号
(株)広島三越		広島県広島市中区胡町5番1号
(株)高松三越		香川県高松市内町7番1号
(株)松山三越		愛媛県松山市一番町三丁目1番地1
(株)岩田屋三越	岩田屋本店	福岡県福岡市中央区天神二丁目5番35号
	岩田屋久留米店	福岡県久留米市天神町一丁目1番地
	福岡三越店	福岡県福岡市中央区天神二丁目1番1号
(株)ジェイアール西日本伊勢丹	ジェイアール京都伊勢丹	京都府京都市下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町901番地

<海外>

名 称	所在地
上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司	中国 上海市
天津伊勢丹有限公司	中国 天津市
成都伊勢丹百貨有限公司	中国 四川省成都市
天津濱海新区伊勢丹百貨有限公司	中国 天津市
イセタン (シンガポール) Ltd.	シンガポール シンガポール市
イセタン (タイランド) Co., Ltd.	タイ バンコク市
イセタンオブジャパン Sdn. Bhd.	マレーシア クアラルンプール市
アイシージェイ デパートメントストア (マレーシア) Sdn.Bhd.	マレーシア クアラルンプール市
米国三越 INC.	アメリカ フロリダ州
イタリア三越S.p.A.	イタリア ローマ市
新光三越百貨股份有限公司	台湾 台北市

②クレジット・金融・友の会業

名 称	所在地
(株)エムアイカード	東京都新宿区新宿五丁目17番18号
(株)エムアイ友の会	東京都新宿区歌舞伎町二丁目44番1号

③不動産業

名 称	所在地
(株)三越伊勢丹不動産	東京都新宿区新宿五丁目17番18号

(9) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

当社および子会社からなる企業集団の従業員の状況

	従業員数 (名)	前期末比較増減
百貨店業	9,155	236名減
クレジット・金融・友の会業	673	32名減
不動産業	452	12名減
その他	2,931	778名減
合計	13,211	1,058名減

(注記) 臨時雇用者、アルバイトは含んでおりません。

(10) 主要な借入先および借入額 (2019年3月31日現在)

当社および子会社からなる企業集団の主要な借入先

借入先名	借入額 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	13,750
株式会社三井住友銀行	13,750
三井住友信託銀行株式会社	5,000
シンジケートローン	45,000

2 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 1,500,000,000株

(2) 発行済株式の総数

当事業年度末 395,694,754株

前期末比較増減 212,200株増

(注記) うち自己株式数は、5,698,790株であります。

(3) 株主数

当事業年度末 229,766名

前期末比較増減 2,293名増

(4) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	38,385,000	9.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	23,389,244	6.00
公益財団法人三越厚生事業団	13,667,832	3.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	10,139,700	2.60
三越伊勢丹グループ取引先持株会	7,822,678	2.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	7,227,400	1.85
清水建設株式会社	6,200,000	1.59
明治安田生命保険相互会社	5,697,279	1.46
JP MORGAN CHASE BANK 385151	5,576,247	1.43
株式会社三菱UFJ銀行	5,342,995	1.37

(注記) 持株比率は自己株式 (5,698,790株) を控除して計算しております。



3 会社役員に関する事項（2019年3月31日現在）

（1）取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役 会長	赤 松 憲	(株)三越伊勢丹代表取締役会長 日本百貨店協会会長
代表取締役 社長執行役員 (CEO) 兼 CDTO	杉 江 俊 彦	(株)三越伊勢丹代表取締役社長執行役員
取締役	竹 内 徹	(株)三越伊勢丹取締役専務執行役員百貨店事業本部長
取締役 常務執行役員 CSRO	白 井 俊 徳	(株)三越伊勢丹取締役
取締役 常務執行役員 CACO	武 藤 隆 明	(株)三越伊勢丹取締役
社外取締役	槍 田 松 瑩	三井物産(株)顧問 公益社団法人ベトナム協会会長 東京電力ホールディングス(株)社外取締役 日本放送協会経営委員会委員
社外取締役	井 田 義 則	いすゞ自動車(株)特別相談役
社外取締役	永 易 克 典	(株)三菱UFJ銀行特別顧問 新日鐵住金(株)社外監査役 三菱自動車工業(株)社外監査役 キリンホールディングス(株)社外取締役 三菱電機(株)社外取締役
社外取締役	久保山 路 子	花王(株)生活者研究部コミュニケーションフェロー (株)ジャックス社外取締役
常勤監査役	竹 田 秀 成	(株)エムアイカード監査役
常勤監査役	瀧 野 良 夫	(株)ジェイアール西日本伊勢丹監査役
社外監査役	宮 田 孝 一	(株)三井住友フィナンシャルグループ取締役会長 (株)三井住友銀行取締役会長 ソニー(株)社外取締役 三井生命保険(株)社外取締役
社外監査役	藤 原 宏 高	弁護士法人ひかり総合法律事務所代表弁護士
社外監査役	平 田 竹 男	早稲田大学大学院スポーツ科学研究科教授 楽天(株)社外監査役 内閣官房参与 日本スポーツ産業学会会長

- (注記) 1. 赤松 憲氏は、2019年4月1日付で、(株)三越伊勢丹ホールディングス代表取締役会長兼(株)三越伊勢丹代表取締役会長から(株)三越伊勢丹ホールディングス代表取締役会長兼(株)三越伊勢丹取締役会長に地位が変更になっております。
2. 杉江俊彦氏は、2019年4月1日付で、(株)三越伊勢丹ホールディングス代表取締役社長執行役員(CEO)兼CDTO兼(株)三越伊勢丹代表取締役社長執行役員から(株)三越伊勢丹ホールディングス代表取締役社長執行役員(CEO)兼(株)三越伊勢丹代表取締役社長執行役員に担当が変更になっております。

3. 竹内 徹氏は、2019年4月1日付で、(株)三越伊勢丹ホールディングス取締役兼(株)三越伊勢丹取締役専務執行役員百貨店事業本部長から(株)三越伊勢丹ホールディングス代表取締役副社長執行役員CMO兼(株)三越伊勢丹取締役に地位・担当が変更になっております。
4. 白井俊徳氏は、2019年4月1日付で、(株)三越伊勢丹ホールディングス取締役常務執行役員CSRO兼(株)三越伊勢丹取締役から(株)三越伊勢丹ホールディングス取締役常務執行役員社長付に地位・担当が変更になっております。
5. 武藤隆明氏は、2019年4月1日付で、(株)三越伊勢丹ホールディングス取締役常務執行役員CACO兼(株)三越伊勢丹取締役から(株)三越伊勢丹ホールディングス取締役常務執行役員CAO兼(株)三越伊勢丹取締役に担当が変更になっております。
6. 永易克典氏が社外監査役を務める新日鐵住金(株)は、2019年4月1日をもって日本製鉄(株)に商号変更しております。
7. 竹田秀成氏は、金融機関において支店長、法人営業部長等を務めるなど、法人との融資取引経験を通じ、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 宮田孝一氏は、2019年4月1日付で、(株)三井住友フィナンシャルグループ取締役会長兼(株)三井住友銀行取締役会長から(株)三井住友銀行取締役会長に地位が変更になっております。
9. 宮田孝一氏が社外取締役を務める三井生命保険(株)は、2019年4月1日をもって大樹生命保険(株)に商号変更しております。
10. 当社は社外取締役の槍田松瑩氏、井田義則氏、久保山路子氏と社外監査役の藤原宏高氏、平田竹男氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し両取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度中の取締役および監査役の異動

①新任<2018年6月18日付>

取締役常務執行役員 武藤 隆明
社外取締役 久保山路子

②退任<2018年6月18日付>

取締役常務執行役員 和田 秀治

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役槍田松瑩氏、井田義則氏、永易克典氏、久保山路子氏、常勤監査役竹田秀成氏、瀧野良夫氏、および社外監査役宮田孝一氏、藤原宏高氏、平田竹男氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	定 額 報 酬		役 員 賞 与		ストックオプション	
	支給人員 (名)	支給額 (百万円)	支給人員 (名)	支給額 (百万円)	支給人員 (名)	支給額 (百万円)
取締役	10	215	4	58	5	72
(うち社外)	(4)	(40)	(-)	(-)	(-)	(-)
監査役	5	79	-	-	-	-
(うち社外)	(3)	(28)	(-)	(-)	(-)	(-)
合 計	15	294	4	58	5	72
	(7)	(69)	(-)	(-)	(-)	(-)

- (注記) 1.取締役のうち執行役員を兼務する者の執行役員部分の報酬等はございません。
2.上記には2018年6月18日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれております。
3.上記の取締役賞与は、本定時株主総会第4号議案(取締役賞与の支給の件)が原案通り承認可決されることを条件として支払う予定の額です。
4.ストックオプションにつきましては、2009年6月29日開催の第1回定時株主総会の決議に基づき、2018年6月18日開催の取締役会で決議し、同年7月3日に付与され権利が確定した新株予約権の公正な評価額の総計でございます。

(5) 会社役員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針

①取締役の報酬を決定するに当たっての方針

当社は以下の4点を基本方針としております。

1. 株主と役員の利害一致の促進
2. 業績や株主価値の向上に向けたインセンティブ効果の拡大（社外取締役は含まず）
3. 目標達成時には競合企業との比較において遜色のない水準の提供（社外取締役は含まず）
4. 評価方法や報酬決定方法の客観性と透明性の確保

具体的な報酬体系は以下の3つで構成されております。

- ・毎月定額で支払われる「基本報酬」
月額報酬を、取締役全体で2,300万円としております。
- ・短期的なインセンティブとして年に一度業績に連動して支払われる「賞与」
月額報酬の6か月分を基準額とし、支給額は各取締役（会長および社外取締役を除く）の目標達成度により0～200%の範囲で変動いたします。
- ・中長期インセンティブとして企業価値に連動する「ストックオプション」
取締役（社外取締役を除く）に対し、年間基本報酬額の50%相当の新株予約権を付与いたします。

なお、監査役の報酬は、月額定額で支払われる「基本報酬」のみといたしております。

②上記方針に係る手続き

役員報酬の具体的水準や賞与における目標設定については、客観性・透明性を確保するべく、当社の「役員報酬ガイドライン」に基づき指名報酬委員会にて審議し取締役会で決定しております。

(6) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社の関係

	重要な兼職先である法人等と当社の関係
取締役 檜田 松瑩	当社子会社は、三井物産(株)との間に商品等の販売に関する取引がありますが、前事業年度における取引額は当社連結売上高の1%未満であります。 当社グループは、公益社団法人ベトナム協会、東京電力ホールディングス(株)、日本放送協会との間に特別の関係はありません。
取締役 井田 義則	当社グループは、いすゞ自動車(株)との間に特別の関係はありません。
取締役 永易 克典	(株)三菱UFJ銀行は、当社の大株主であります。 当社および当社グループは、(株)三菱UFJ銀行との間に借入金等の取引関係があります。その借入額は当社の直近の連結総資産の2%未満であります。 また、当社グループは、新日鐵住金(株)、三菱自動車工業(株)、麒麟ホールディングス(株)、三菱電機(株)との間に特別の関係はありません。
取締役 久保山路子	当社グループは、花王(株)、(株)ジャックスとの間に特別の関係はありません。
監査役 宮田 孝一	当社および当社グループは、(株)三井住友フィナンシャルグループの子会社である(株)三井住友銀行との間に借入金等の取引関係があります。その借入額は当社の直近の連結総資産の2%未満であります。 また、三井生命保険(株)との間に取引関係がありますが、保険契約等に関する一般的な内容であり、一般株主との利益相反となるような特別の関係はありません。 当社グループは、ソニー(株)との間に特別の関係はありません。
監査役 藤原 宏高	当社グループは、弁護士法人ひかり総合法律事務所との間に特別の関係はありません。
監査役 平田 竹男	当社グループは、早稲田大学、楽天(株)、日本スポーツ産業学会との間に特別の関係はありません。

(注記) 1.新日鐵住金(株)は2019年4月1日をもって日本製鉄(株)に商号変更しております。

2.三井生命保険(株)は2019年4月1日をもって大樹生命保険(株)に商号変更しております。



②当事業年度における主な活動

区分	氏名	主な活動状況
取締役	槍田 松瑩	当事業年度中に開催の取締役会14回のうちすべてに出席し、経営全般にわたり客観的な立場から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。また、任意の諮問委員会である指名報酬委員会の委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役	井田 義則	当事業年度中に開催の取締役会14回のうち13回に出席し、産業界の動向に関する幅広い知見から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。また、任意の諮問委員会である指名報酬委員会の委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役	永易 克典	当事業年度中に開催の取締役会14回のうちすべてに出席し、実業界における幅広い経営執行の経験から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。また、任意の諮問委員会である指名報酬委員会の委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役	久保山路子	2018年6月18日の就任以降、当事業年度中に開催の取締役会11回のうちすべてに出席し、これまでの多彩な職歴による見識から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。また、任意の諮問委員会である指名報酬委員会の委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
監査役	宮田 孝一	当事業年度中に開催の監査役会15回のうち14回に、また取締役会14回のうち13回に出席し、金融業界における幅広い経験を踏まえ、議案・審議等に対して意見を述べる等、監査役として必要な発言を行っております。
監査役	藤原 宏高	当事業年度中に開催の監査役会15回のうちすべてに、また取締役会14回のうちすべてに出席し、主に法律の専門家の見地から、議案・審議等に対して意見を述べる等、監査役として必要な発言を行っております。
監査役	平田 竹男	当事業年度中に開催の監査役会15回のうち14回に、また取締役会14回のうち13回に出席し、これまでの豊富な職歴による経験から、議案・審議等に対して意見を述べる等、監査役として必要な発言を行っております。

なお、取締役会の実効性向上の一環として、社外取締役と監査役会（常勤監査役および社外監査役）との意見交換会ならびに社外役員（社外取締役・社外監査役）と代表取締役との意見交換会を年1回ずつ開催し、当社グループの経営課題への認識やめざすべき方向性等について幅広く意見交換を行い、社外役員の当社についての理解促進や役員間でのコミュニケーション向上に役立てました。

招集通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注記) 新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日付でEY新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。

(2) 会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	111百万円
②公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	11百万円
合計	123百万円
③当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	248百万円

- (注記) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的に区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 非監査業務の内容
当社は会計監査人に対して、非監査業務として、アドバイザリー業務等を委託し、その対価を支払っております。
4. 当社の重要な子会社のうち、イセタン（シンガポール）Ltd.、イセタン（タイランド）Co., Ltd.およびイセタンオブジャパン Sdn. Bhd.は当社の会計監査人以外の監査法人（プライスウォーターハウスクーパース）に計算関係書類の法定監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の長期的な向上を図りつつ株主の皆様への利益還元を行っております。

配当につきましては、経営環境、業績、財務の健全性を総合的に勘案しながら、安定的な配当水準を維持することを基本姿勢としております。

なお、内部留保金につきましては、既存および新規の事業への投資を中心にこれを充当し、企業価値の向上を図ってまいります。

6 コーポレートガバナンスに関する取り組み

《基本的な考え方》

当社グループは、お客さま・従業員・株主・お取引先・地域社会といったステークホルダーと良好な関係を構築するとともに、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人等、法律上の機能制度を整備・強化し、経営機構改革とあわせて、コーポレートガバナンス改革を推進しております。また、企業の社会的責任を果たすという観点から、企業活動の透明性を高めるとともに、コンプライアンス経営に徹し、当社グループに関わるすべてのステークホルダーの皆様に対し提供すべき様々な価値の創造に努め、様々なステークホルダーの皆様から信頼される企業グループを目指し、経営の意思決定の迅速化、経営監督機能の強化、内部統制システムの充実などに継続的に取り組んでまいります。

《取締役会の責務・構成》

グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図り、株主の皆様からの受託者責任に十分にお応えするために、当社では取締役会がその役割・責務を実効性高く果たすことができる環境整備に努めております。その一環として、当社では機関設計として監査役会設置会社を選択しつつ、「執行」と「監督」の分離を進め、取締役会の果たすべき意思決定機能と監督機能の強化を図っています。「執行」と「監督」の分離をより明確にするために、取締役会議長については代表取締役社長執行役員（CEO）ではなく、執行役員ではない代表取締役会長が務めております。

また、当社では取締役会がその役割・責務を実効性高く果たすために、その構成において多様性を確保し、かつ経営への監督機能を十分に果たすことができる体制を整えております。このうち、社外取締役については、業務執行の監督はもとより、経営の意思決定そのものに対する妥当性までの監督・助言をしていただきたいと考え、2008年の会社設立時より多様性に配慮し、経験や専門分野の異なる業界から社外取締役を招聘しております。

現在の当社の取締役は9名であり、社外取締役は4名（男性3名、女性1名）、うち当社の独立性基準を満たす独立社外取締役は3名となっております。

※独立社外役員の独立性基準については18ページに記載しております。

《監査役および監査役会の責務・構成》

監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応える健全なコーポレートガバナンス体制の確立に寄与しております。また、定期的に代表取締役、会計監査人と意見交換を行うほか、内部監査部門と監査結果等について情報交換を行うことにより、監査の実効性を確保する体制を構築しております。

当社の監査役会は、3名の社外監査役と2名の社内出身の常勤監査役で構成されております。社外監査役は、独立かつ中立の立場から客観的に監査意見を表明することが特に期待されていることを認識し、忌憚のない意見を述べております。常勤監査役は、常勤者としての特性を踏まえ、監査環境の整備および社内情報の収集に積極的に努め、かつ、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視・検証しております。また、監査役は、社外取締役と定期的

に会合をもつなど、会社が対処すべき課題、会社を取巻くリスクのほか、監査上の重要課題等について意見を交換し、非業務執行役員間での情報交換と認識共有を図り、信頼関係を深めるよう努めています。

《指名報酬委員会》

当社では、任意の仕組みとして取締役会の諮問機関である指名報酬委員会を設置しており、社長執行役員（ＣＥＯ）の人事案・後継者計画案や役員人事案、関係会社の社長候補案等の「指名」に関する事項、ならびに役員報酬制度や取締役および執行役員の賞与案、取締役・監査役の報酬枠案等の「報酬」に関する事項の全般について審議し、取締役会に答申しております。

同委員会は、代表取締役社長執行役員（ＣＥＯ）１名以外は全て社外取締役（独立社外取締役３名および社外取締役１名）の計５名で構成されており、かつ社外取締役が委員長を務めることで透明性・公正性を十分に確保しております。

この指名報酬委員会は毎年１０回以上開催されており、当社のガバナンスの要として統治機能の充実に大きく寄与しています。

《役員の「指名」に関する方針》

当社では、役員の「指名」に関する前提として、「役員在任年齢上限規程」により役員在任の上限年齢と上限任期を役位ごとに定め、適切なローテーションを促しております。そのうえで、ＣＥＯの選解任を含む役員の「指名」については、透明性・公正性を確保するために指名報酬委員会での審議を経ることを前提とし、具体的に次のように取り組んでおります。

◆ＣＥＯの選任および継続可否の判断

ＣＥＯの選任および継続可否の判断は、指名報酬委員会における最重要事項に位置付け、重点的に取り組んでおります。

（ⅰ）現任ＣＥＯの継続可否の判断

前述の「役員在任年齢上限規程」における上限を前提としつつ、現任ＣＥＯの継続（委任契約期間満了後の重任）の可否については、指名報酬委員会において定められた手続きに則り実施しております。

（ⅱ）ＣＥＯの後継者計画（サクセッションプラン）

指名報酬委員会において定められた手続きに則り定期的に報告・共有したうえで、社外取締役が候補者をモニタリングできる機会を積極的に設けております。

また、管理職からの選抜教育である「ビジネスリーダープログラム」、執行役員選任後の「ビジネス・エグゼクティブ・プログラム」等の教育機会を体系的に設定しており、十分な時間と資源をかけて次期ＣＥＯ候補者群の形成につなげております。

◆取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっての方針

取締役・監査役候補者の指名に当たっては、法令上の適格性を満たしていることに加え、広い見識、高い倫理観と豊かな経験を有していることを考慮しております。

このうち、社外取締役については、客観的かつ専門的な視点から幅広い意見を取り入れ、バランスのある経営を行うため、異なる分野・業界から人材を選任します。また、業務執行の監督を行うことはもとより、経営の意思決定そのものに対する妥当性までを監督・助言いただきたいと考えているため、実業界で執行の経験を十分に積んだ方を中心に招聘します。社外監査役については、経営の意思決定プロセスや内容が、法的・会計的に適切かどうかを含め、中立的かつ客観的な観点から監査をしていただきたいと考えており、各分野に関する豊富な知識、経験を有する方を招聘します。

《取締役会実効性評価》

当社では、社内外の取締役・監査役全員へのアンケート等の客観的・定量的な手法も取り入れつつ、取締役会の実効性に関する評価を実施しており、取締役会の構成や運営面にとどまらず、機関設計や指名・報酬などの幅広い観点から実効性が適切に確保されていることを確認しております。同時に、更なる機能強化をめざし、評価の過程で浮き彫りとなった取締役会を巡る諸課題については、継続的に改善策を立案し実践を図っております。

この取り組みにより、独立社外取締役の1名増員（2018年6月～）や、タイムリーで効果的な議題設定の改善などの具体的な効果が表れております。また、運営面での改善に留まらず、機関設計や役員選解任基準、役員報酬体系等の当社のガバナンスのあるべき姿の多面的・抜本的な検討につなげております。

《政策保有株式に関する方針》

◆当社の政策保有株式の保有方針

当社は、実効的なコーポレートガバナンスを実現し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、商品供給、資金調達等の取引の維持・強化の目的で、必要と判断する企業の株式を政策保有株式として保有する場合があります。毎年取締役会において、個別の銘柄の保有目的、取引状況、配当収益など、定量面と定性面から総合的に検証し、保有の合理性が認められなくなった銘柄については、順次売却することで、政策保有株式の縮減を図ります。

◆政策保有株式に係る議決権の行使基準

政策保有株式の議決権の行使については、当該会社の持続的な企業価値の向上に繋がるか否か、また当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否かなどを総合的に判断し、各議案について適切に議決権を行使してまいります。

◆政策保有株主から売却の意向が示された場合の対応方針

当社の株式を政策保有株式として保有している会社（政策保有株主）から売却等の意向が示された場合、取引の縮減を示唆することなど、売却等を妨げる行為は行いません。

7 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

内部統制システムの基本方針

1. コンプライアンス体制

「当該株式会社の取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」（会社法施行規則第100条第1項第4号）

- (1) 取締役会を「取締役会規程」に則り月1回定例開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令定款違反行為を未然に防止する。
- (2) 総務部にコンプライアンスに関する所管部署・担当を設置し、内部統制・法令遵守体制の維持・向上を図る。
- (3) 取締役会の意思決定の適法性、効率性および妥当性を高めるため、取締役のうち複数名を社外取締役とする。
- (4) 内部監査部門として、独立した専門部署を設置する。内部監査は「内部監査規程」に基づき、内部監査部門と各部門が連携しながら実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査する。
- (5) 当社および当社グループにおいて不正行為等があった場合に、その事実を速やかに認識し、自浄的に改善するため、従業員等からの内部通報窓口として「三越伊勢丹グループホットライン」を設置する。

2. リスクマネジメント体制

「当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」（会社法施行規則第100条第1項第2号）

- (1) 事業運営上発生するリスクの特定と評価・分析を行い、その評価・分析にもとづき、優先的に対応すべきリスクを選定し、リスク発現を未然に防止する。
- (2) リスク発生の際の対策本部設置、情報管理など迅速に対応できる社内横断的な管理体制の整備を行い、損害の拡大、二次被害の防止、再発の防止を図る。
- (3) リスクの認識・評価・対応の観点から、関連諸規程を策定し、周知・徹底させる。
- (4) 内部監査部門の監査により、当社のリスクの早期発見、解決を図る。
- (5) 反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求などを一切拒絶し、その被害を防止する。

3. 財務報告に係る内部統制体制

「財務報告の適正性を確保するための体制」（金融商品取引法第24条の4の4）

- (1) 適正な財務報告を確保するための全社的な方針や手続きを示すとともに、適切に整備および運用する。
- (2) 財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクへの適切な評価および対応を行うとともに、当該リスクを低減するための体制を適切に整備および運用する。
- (3) 真実かつ公正な情報が識別、把握および処理され、適切な者に適時に伝達される仕組みを整備しかつ運用する。
- (4) 財務報告に関するモニタリングの体制を整備し、適切に運用する。
- (5) モニタリングによって把握された内部統制上の問題（不備）が、適時・適切に報告されるための体制を整備する。
- (6) 財務報告に係る内部統制に関するIT（情報インフラ）に対し、情報漏洩や不正アクセスの防止等を含めた適切な対応を行う。

4. 情報保存管理体制

「当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」（会社法施行規則第100条第1項第1号）

- (1) 取締役の職務の執行に関する以下の文書について、「文書管理規程」に基づき所定期間関連資料と共に記録・保管・管理する。

- a.株主総会議事録
 - b.取締役会議事録
 - c.チーフオフィサー会議議事録
 - d.計算書類
 - e.官公庁その他公的機関、金融商品取引所に提出した書類の写し
 - f.その他取締役会が決定する書類
- (2)会社法・金融商品取引法等の法令によって秘密として管理すべき経営情報、営業秘密および顧客等の個人情報について、保護・管理体制および方法等につき「情報管理規程」等の規程類を整備し、関係する取締役および従業員がこれを遵守することにより、安全管理を行う。

5. 効率的職務執行体制

「当該株式会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」（会社法施行規則第100条第1項第3号）

- (1)取締役の職務執行の分掌を定め、必要に応じて見直しを図る。
- (2)取締役会は月1回の定時開催の他必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、遅滞なく重要案件を審議する体制を確保する。また、事前にチーフオフィサー会議において議論を行い、この議論を経て取締役会による執行決定を行う。
- (3)執行役員制度を採用し、執行役員としての業務執行責任を明確にすることにより、業務執行の効率化を図る。
- (4)各部門を管掌する取締役を置き、当該取締役から管掌する部門長に指示し、報告を求めることで内部的業務執行及び監督を行う。また、チーフオフィサーを設置し当社グループ全体の統括業務の推進を行う。
- (5)取締役会の決定に基づく業務執行については、「グループ意思決定手続規程」、「組織役割規程」、「捺印権限規程」においてそれぞれ職務および、その責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

6. グループ会社管理体制

「当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」（会社法施行規則第100条第1項第5号）

当社は、以下のとおりグループ各社の、業務の適正を確保するための体制を整備するものとする。

- a.「当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社の報告に関する体制」（会社法施行規則第100条第1項第5号イ）

経営管理については統合会計システムの導入、対象範囲拡大による一元管理を目指すとともに、決裁、報告制度による管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行う。また「グループ会社管理規程」に基づき、当社グループ会社における重要案件に関する当社への報告および協議ルールを定め、当社グループ全体としてのリスクマネジメントおよび効率性を追求する。

- b.「当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」（会社法施行規則第100条第1項第5号ロ）

(1)当社グループにおけるリスクマネジメントに関し、「リスクマネジメント基本規程」において必要な事項を定め、リスクマネジメント部門として、当社に独立した専門部署を設置する。リスクマネジメント部門は、グループ各社と連携しながら、リスクマネジメントを実施する。

(2)当社グループ全体の統合的なリスクマネジメントの実現を図るために、当社代表取締役社長を議長とし、議長が指名する構成員をメンバーとするコンプライアンス・リスクマネジメント推進会議を設置する。

- c.「当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制」（会社法施行規則第100条第1項第5号ハ）

(1)当社グループ会社における自主性を尊重しつつ、その経営管理および助言・指導を行うとともに、必要に応じて当該グループ会社取締役に監査役を派遣して経営を把握し、業務の適正化を推進する。

(2)当社グループ会社は、その経営に多大な影響を及ぼすと判断する重要な事項については、「グループ意思決定手続規程」に基づき当社チーフオフィサー会議または当社取締役会の承認を受ける。

- d.「当該株式会社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」(会社法施行規則第100条第1項第5号二)
- (1)内部監査部門による当社グループ会社の内部監査を実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査する。
 - (2)コンプライアンス・ガイドブック等を作成し、当社グループ全体に周知・徹底させるとともに、適宜、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。
 - (3)当社グループ全体を対象とする内部通報窓口として、「三越伊勢丹グループホットライン」を設置し、当社グループ従業員等からの通報に対して、コンプライアンスの観点から、是正措置・再発防止策の策定と実施を行う。

7. 監査役スタッフに関する事項

「当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項」(会社法施行規則第100条第3項第1号、第2号、第3号)

- (1)監査役職務補助のため、監査役と協議の上、監査役スタッフを置くことができる。監査役は、監査役スタッフに対し監査業務に必要な事項を指示することができる。
- (2)監査役スタッフは業務執行組織から独立し、専属として監査役の指揮命令に従いその職務を行う。監査役スタッフの人事異動、評価、懲戒等その処遇については監査役の同意を必要とする。

8. 監査役への報告に関する体制

a.「当該監査役設置会社の取締役及び使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制」(会社法施行規則第100条第3項第4号イ)

- (1)当社は、取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項を監査役会と協議の上「監査役監査基準」に定め、取締役及び使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について遅滞なく監査役に報告する。なお、監査役は前記に関わらず、必要に応じていつでも取締役、使用人に対し報告を求めることができる。
- (2)当社グループ全体を対象とする内部通報制度である「三越伊勢丹グループホットライン」の適切な運用(通報内容について監査役への定期的な報告を含む)の維持により、法令違反、その他のコンプライアンス上の問題について、当社は、監査役会との連携を図り、適切な報告体制を確保するものとする。

b.「当該監査役設置会社の子会社の取締役、監査役および使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制」(会社法施行規則第100条第3項第4号ロ)

内部監査部門は、グループ全体を対象とする内部監査計画の策定、内部監査結果等につき、監査役と情報交換および連携を図る。

c.「1・2の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」(会社法施行規則第100条第3項第5号)

監査役への報告を行った従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

9. 監査費用の処理方針

「当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項」(会社法施行規則第100条第3項第6号)

監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないとして認められた場合を除き、当該費用又は債務を処理する。

10. 監査役監査の実効性確保に関する体制

「その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制」(会社法施行規則第100条第3項第7号)

- (1)「監査役監査基準」に基づき、監査役は定期的に代表取締役、監査法人とそれぞれ意見交換会を開催する。
- (2)監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および職務の執行状況を把握するため、取締役と協議のうえ、重要な会議に出席することができる。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

2018年度はチーフオフィサー制の導入により、機動的な業務執行とともに横串機能を強化することで、グループ全体の業務の適正を確保するための体制の整備に取り組んでまいりました。当期における同体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

◆コンプライアンスに関する取り組みの状況

- ・当期は取締役会を14回実施し、重要事項の審議・決議、業務執行に関する報告を実施いたしました。
 - ・法令遵守体制の維持・向上のために、コンプライアンス・ガイドブックの改定のほか、新入社員研修、管理職等の昇格時研修、新任研修、職務・階層に応じたコンプライアンス研修、またe-ラーニングによる研修などを実施いたしました。
 - ・内部監査部門は、金額のおよび質的な重要性から選定されたグループ会社を対象に、金融商品取引法に基づく内部統制評価を実施することで財務報告の適正性確保を図るとともに、業務の有効性・妥当性の監査を行い、評価と改善提案をいたしました。
 - ・公益通報者保護法に基づく「三越伊勢丹グループホットライン」を設置し、社内の専門部署および社外の弁護士事務所が通報を受ける体制を整備しております。さらに2018年度については通報対象を海外子会社に拡大いたしました。
- また当社グループは改めて公正な取引を推進するにあたり、公正取引に関する指針に不当な取引制限の禁止を定めるなど、公正取引の強化徹底に努めております。

◆リスクマネジメントに関する取り組みの状況

- ・2017年度までの「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」の実効性をより高めるために、2018年度より「コンプライアンス・リスクマネジメント推進会議」として代表取締役社長が議長を務め年に2回開催し、当社グループの重要なリスクについて情報共有および意見交換をいたしました。
- ・当社は大規模災害、パンデミック等を想定した「事業継続計画（BCP）」を策定しております。計画の実効性を高めるための訓練等を実施し、継続的なレベルアップの実現に努めております。

◆グループ会社管理に関する取り組みの状況

- 「グループ会社管理規程」に定める当社への報告および協議ルールに基づき、グループ全社の業務の適正性を確保しております。
- ・グループ会社の経営の独立性を尊重しつつ、業務の適正性の推進のために必要に応じてグループ会社に取り締役・監査役を派遣し、経営の把握に努めております。
 - ・グループ会社の新任役員を対象に、会社法に関する理解を深めるためのコンプライアンス研修を定期的に実施しております。

◆監査役職務執行に関する状況

- ・監査役は、取締役会のほか、チーフオフィサー会議、コンプライアンス・リスクマネジメント推進会議等の重要な会議に出席するほか、取締役および使用人等から定期的に報告を受けること等により、職務の執行状況および内部統制の整備・運用状況を確認しております。
- ・また監査役は、会計監査人から当期の監査結果について報告を受け、監査状況の確認をしておりますほか、内部監査部門と連携して適宜情報交換・意見交換を行うなど、監査の実効性の改善に努めております。

(注記) 本事業報告に記載する金額、株式数等については、表示桁未満の端数がある場合、これを切り捨ててあります。また、比率については、表示桁未満の端数がある場合、これを四捨五入してあります。

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

科 目	金 額
資産の部	1,247,427
流動資産	268,251
現金及び預金	47,345
受取手形及び売掛金	137,239
有価証券	405
たな卸資産	46,834
その他	38,542
貸倒引当金	△2,116
固定資産	979,014
有形固定資産	739,754
建物及び構築物	173,332
土地	539,852
建設仮勘定	6,426
その他	20,142
無形固定資産	43,225
ソフトウェア	19,867
のれん	23
その他	23,334
投資その他の資産	196,034
投資有価証券	122,849
長期貸付金	278
差入保証金	53,997
退職給付に係る資産	3,503
繰延税金資産	9,975
その他	5,591
貸倒引当金	△162
繰延資産	161
社債発行費	161
合計	1,247,427

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

科 目	金 額
負債の部	661,711
流動負債	372,704
支払手形及び買掛金	106,486
短期借入金	22,446
コマーシャル・ペーパー	4,000
未払法人税等	4,848
商品券	79,814
賞与引当金	12,253
ポイント引当金	9,690
商品券回収損引当金	31,014
その他	102,150
固定負債	289,007
社債	40,000
長期借入金	70,300
繰延税金負債	123,970
退職給付に係る負債	37,729
関係会社事業損失引当金	103
持分法適用に伴う負債	1,402
その他	15,501
純資産の部	585,715
株主資本	566,084
資本金	50,573
資本剰余金	322,770
利益剰余金	202,040
自己株式	△9,300
その他の包括利益累計額	9,446
その他有価証券評価差額金	6,448
繰延ヘッジ損益	42
為替換算調整勘定	4,964
退職給付に係る調整累計額	△2,008
新株予約権	2,077
非支配株主持分	8,106
合計	1,247,427

連結損益計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	1,196,803
売上原価	848,521
売上総利益	348,282
販売費及び一般管理費	319,052
営業利益	29,229
営業外収益	
受取利息及び受取配当金	1,417
持分法による投資利益	3,058
未回収商品券受入益	5,747
固定資産受贈益	2,645
その他	977
営業外費用	
支払利息	770
固定資産除却損	1,342
商品券回収損引当金繰入額	5,744
その他	3,223
経常利益	31,995
特別利益	
固定資産売却益	29,961
その他	54
特別損失	
店舗閉鎖損失	4,166
固定資産処分損	2,580
減損損失	32,447
投資有価証券評価損	251
事業構造改善費用	5,828
その他	1,491
税金等調整前当期純利益	15,244
法人税、住民税及び事業税	5,878
法人税等調整額	△3,213
当期純利益	12,579
非支配株主に帰属する当期純損失	△900
親会社株主に帰属する当期純利益	13,480

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結キャッシュ・フロー計算書の要旨<ご参考>

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	28,286
投資活動によるキャッシュ・フロー	△22,450
財務活動によるキャッシュ・フロー	△9,063
現金及び現金同等物に係る換算差額	△595
現金及び現金同等物の増減額	△3,822
現金及び現金同等物の期首残高	53,969
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額	—
現金及び現金同等物の期末残高	50,147

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月7日

株式会社 三越伊勢丹ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 梅 村 一 彦 [㊞]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 関 口 依 里 [㊞]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 衣 川 清 隆 [㊞]

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三越伊勢丹ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



貸借対照表 (2019年3月31日現在)

科 目	金 額
資産の部	718,654
流動資産	155,091
現金及び預金	17,863
関係会社短期貸付金	137,522
未収還付法人税等	614
未収収益	8,946
その他	392
貸倒引当金	△10,248
固定資産	563,406
有形固定資産	1
器具及び備品	1
投資その他の資産	563,404
投資有価証券	550
関係会社株式	452,125
関係会社長期貸付金	110,300
繰延税金資産	426
その他	2
繰延資産	156
社債発行費	156
合計	718,654

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

科 目	金 額
負債の部	266,070
流動負債	153,410
短期借入金	18,200
関係会社短期借入金	128,138
コマーシャル・ペーパー	4,000
未払金	89
未払費用	2,171
賞与引当金	85
その他	725
固定負債	112,660
社債	40,000
長期借入金	70,300
関係会社事業損失引当金	958
債務保証損失引当金	1,402
純資産の部	452,583
株主資本	450,506
資本金	50,573
資本剰余金	397,582
資本準備金	18,921
その他資本剰余金	378,661
利益剰余金	11,654
その他利益剰余金	11,654
繰越利益剰余金	11,654
自己株式	△9,303
新株予約権	2,077
合計	718,654

招集
通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		
受取配当金	5,158	
経営指導料	8,517	
役務収益	866	14,542
販売費及び一般管理費		9,347
営業利益		5,195
営業外収益		
受取利息	1,427	
その他	26	1,453
営業外費用		
支払利息	1,237	
その他	851	2,088
経常利益		4,559
特別損失		
関係会社株式評価損	7,016	
貸倒引当金繰入額	6,280	
投資有価証券評価損	110	13,406
税引前当期純損失		△8,846
法人税、住民税及び事業税	100	
法人税等調整額	△249	△149
当期純損失		△8,697

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



独立監査人の監査報告書

2019年5月7日

株式会社 三越伊勢丹ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 梅 村 一 彦 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 関 口 依 里 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 衣 川 清 隆 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの2018年4月1日から2019年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集（通知）

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、ほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について定期的及び必要に応じて報告を受け説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要な確認をいたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月8日

株式会社	三越伊勢丹ホールディングス	監査役会
常勤監査役	竹田秀成	㊞
常勤監査役	瀧野良夫	㊞
社外監査役	宮田孝一	㊞
社外監査役	藤原宏高	㊞
社外監査役	平田竹男	㊞

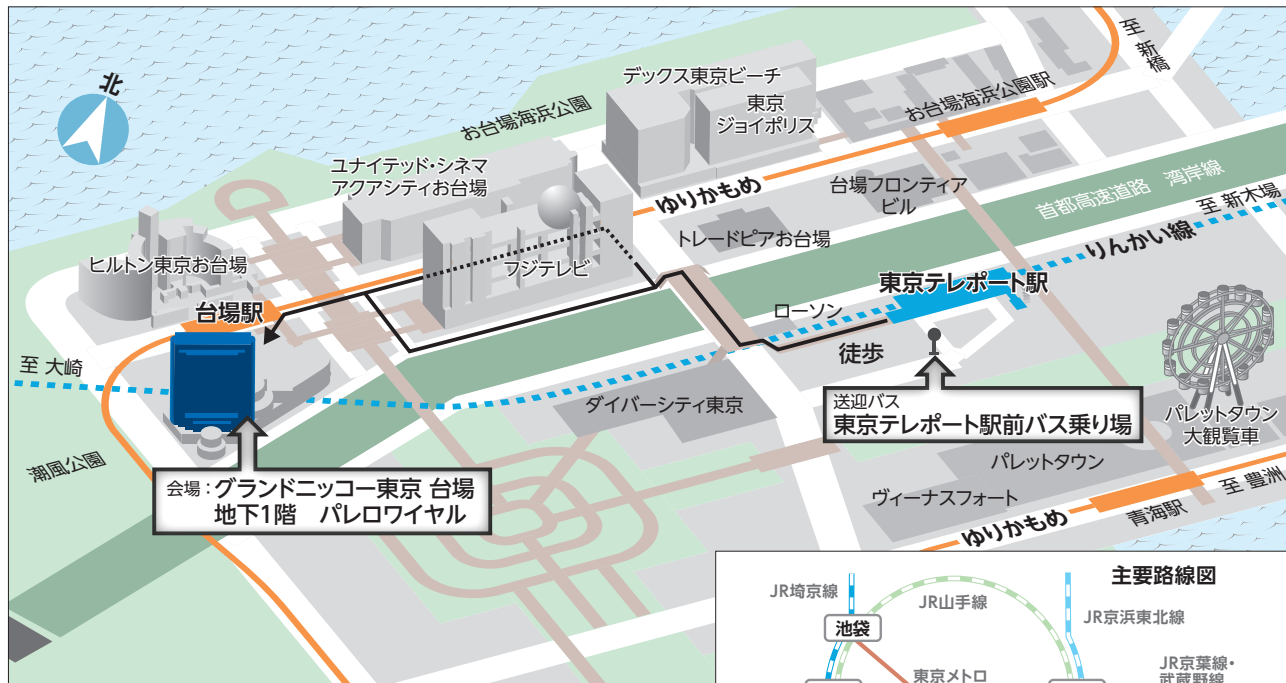
以上

〈メ モ 欄〉

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dotted lines.

定時株主総会会場 ご案内図

会場 東京都港区台場二丁目6番1号
グランドニッコー東京 台場
地下1階 パレロワイヤル



最寄駅

ゆりかもめ 台場駅直結 (改札を出て右にお進みください)
りんかい線 東京テレポート駅より徒歩 約15分
(送迎バスをご利用ください。)

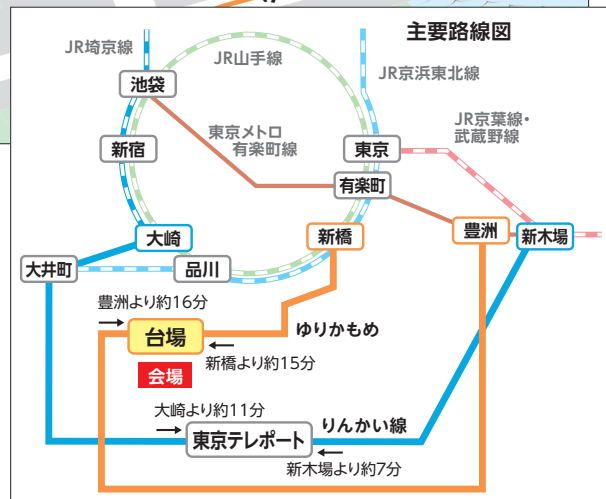
送迎バス 午前 8 時 30 分から 9 時 50 分まで、東京テレポート駅前バス乗り場より随時運行いたします。

(株主総会終了後も、午後 1 時まで会場から東京テレポート駅まで運行いたします。)

路線バス 路線バスもご利用いただけます。

お台場レインボーバス (田町駅東口または品川駅港南口 (東口)
→グランドニッコー東京 台場下車)
(所要時間 20 分から 25 分前後)

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



本会場「パレロワイヤル」が満席となった場合は、第2会場等をご案内させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

浅葱色 Asagi-iro

浅葱とは薄い葱の葉に因んだ色で、平安時代にはその名が見られる古くからの伝統色。



法令及び定款に基づく インターネット開示事項

1. 会社の新株予約権等に関する事項
(2019年3月31日現在)
2. 連結株主資本等変動計算書
3. 連結注記表
4. 株主資本等変動計算書
5. 個別注記表
(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

株式会社三越伊勢丹ホールディングス

「会社の新株予約権等に関する事項」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.imhds.co.jp>) に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

1. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社取締役および当社監査役が保有している新株予約権等の状況

	名 称	個数(個)	保有者数(名)
取締役 (社外を除く)	第 15 回 新株予約権	60	1
	第 17 回 新株予約権	89	1
	第 18 回 新株予約権	117	1
	第 19 回 新株予約権	276	3
	第 20 回 新株予約権	108	1
	第 21 回 新株予約権	264	4
	第 23 回 新株予約権	236	5
	第 25 回 新株予約権	244	5
	第 27 回 新株予約権	280	4
	第 29 回 新株予約権	614	5
	第 31 回 新株予約権	557	5
取締役 (社外)	該当ありません。		
監査役 (社外を除く)	第 13 回 新株予約権	88	1
	第 16 回 新株予約権	60	1
	第 18 回 新株予約権	89	1
	第 20 回 新株予約権	82	1
	第 21 回 新株予約権	58	1
	第 22 回 新株予約権	66	1
	第 23 回 新株予約権	106	2
	第 25 回 新株予約権	52	1
監査役 (社外)	該当ありません。		

上記の新株予約権の内容の概要は以下のとおりであります。

第13回新株予約権（2010年2月26日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 975個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 97,500株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり88,200円（1株あたり882円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2011年4月1日から2026年2月26日
- ・新株予約権の主な行使条件
当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第15回新株予約権（2011年2月15日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 930個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 93,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり97,000円（1株あたり970円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2012年3月1日から2027年2月15日
- ・新株予約権の主な行使条件
当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第16回新株予約権（2011年2月15日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 1,966個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 196,600株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり97,000円（1株あたり970円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2012年3月1日から2027年2月15日
- ・新株予約権の主な行使条件

当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第17回新株予約権（2012年2月17日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 2,450個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 245,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり84,500円（1株あたり845円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2013年3月1日から2028年2月17日
- ・新株予約権の主な行使条件

当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第18回新株予約権（2012年2月17日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 1,496個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 149,600株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり84,500円（1株あたり845円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2013年3月1日から2028年2月17日
- ・新株予約権の主な行使条件

当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第19回新株予約権（2013年2月15日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 2,053個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 205,300株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり88,500円（1株あたり885円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2014年3月1日から2029年2月15日
- ・新株予約権の主な行使条件

当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第20回新株予約権（2013年2月15日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 1,540個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 154,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり88,500円（1株あたり885円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2014年3月1日から2029年2月15日
- ・新株予約権の主な行使条件

当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第21回新株予約権（2014年2月14日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 1,800個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 180,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり114,600円（1株あたり1,146円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2015年3月1日から2030年2月14日
- ・新株予約権の主な行使条件

当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第22回新株予約権（2014年2月14日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 611個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 61,100株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり114,600円（1株あたり1,146円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2015年3月1日から2030年2月14日
- ・新株予約権の主な行使条件
当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第23回新株予約権（2015年2月17日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 1,514個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 151,400株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり169,000円（1株あたり1,690円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2016年3月1日から2031年2月17日
- ・新株予約権の主な行使条件
当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第25回新株予約権（2016年2月16日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 1,307個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 130,700株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり126,600円（1株あたり1,266円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2017年3月1日から2032年2月16日
- ・新株予約権の主な行使条件

当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第27回新株予約権（2017年2月14日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 1,962個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 196,200株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり133,600円（1株あたり1,336円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2018年3月1日から2033年2月14日
- ・新株予約権の主な行使条件

当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第29回新株予約権（2017年10月13日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 1,683個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 168,300株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり121,400円（1株あたり1,214円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2018年11月1日から2033年10月13日
- ・新株予約権の主な行使条件

当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第31回新株予約権（2018年7月3日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 1,045個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 104,500株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり130,200円（1株あたり1,302円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2019年8月1日から2034年7月3日
- ・新株予約権の主な行使条件

当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

(2) 当事業年度中に当社の執行役員ならびに子会社の執行役員に交付した新株予約権等の状況

当事業年度中に当社の執行役員に交付した新株予約権の内容の概要は、(1)に記載の第31回新株予約権のとおりであります。また、当事業年度中に当社の子会社の執行役員に交付した新株予約権の内容の概要は、下記に記載の第32回新株予約権のとおりであります。

なお、交付状況は以下のとおりでございます。

	交付日	行使価額	行使期間	個数 (個)	交付者数 (名)
当社の執行役員 (当社の取締役を兼ねている者を除く)	2018年7月3日	1円	2019年8月1日から 2034年7月3日まで	488	8
子会社の執行役員 (子会社の取締役および当社の執行役員を兼ねている者を除く)	同上	同上	同上	884	16

第32回新株予約権 (2018年7月3日発行)

- ・新株予約権の数 (発行時点) 1,054個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数 (発行時点) 当社普通株式 105,400株 (新株予約権1個につき100株)
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり130,200円 (1株あたり1,302円)
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円 (1株あたり1円)
- ・新株予約権を行使することができる期間 2019年8月1日から2034年7月3日
- ・新株予約権の主な行使条件

当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、顧問、参与およびグループ役員 (当社のグループ役員規程に定義される。) のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

2. 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	50,461	322,807	193,239	△9,294	557,214
当期変動額					
新株の発行	112	112	—	—	224
剰余金の配当	—	—	△4,677	—	△4,677
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	13,480	—	13,480
自己株式の取得	—	—	—	△7	△7
自己株式の処分	—	△0	—	0	0
連結及び持分法適用 範囲の変更	—	—	△1	—	△1
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	△149	—	—	△149
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	112	△37	8,801	△6	8,869
当期末残高	50,573	322,770	202,040	△9,300	566,084

(単位：百万円)

科 目	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新株 予約権	非支配株 主持分	純資産 合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	10,094	39	9,858	△810	19,182	2,028	9,666	588,091
当期変動額								
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—	224
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△4,677
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	13,480
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△7
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	0
連結及び持分法適用 範囲の変更	—	—	—	—	—	—	—	△1
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	—	—	—	—	—	—	△149
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△3,646	3	△4,893	△1,198	△9,735	49	△1,559	△11,246
当期変動額合計	△3,646	3	△4,893	△1,198	△9,735	49	△1,559	△2,376
当期末残高	6,448	42	4,964	△2,008	9,446	2,077	8,106	585,715

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

3. 連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

41社

(2) 主要な連結子会社の名称

(株)三越伊勢丹、(株)札幌丸井三越、(株)函館丸井今井、(株)仙台三越、(株)名古屋三越、(株)静岡伊勢丹、(株)新潟三越伊勢丹、(株)広島三越、(株)高松三越、(株)松山三越、(株)岩田屋三越、伊勢丹（中国）投資有限公司、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司、天津伊勢丹有限公司、天津滨海新区伊勢丹百貨有限公司、成都伊勢丹百貨有限公司、イセタン（シンガポール）L t d.、イセタン（タイランド）C o. , L t d.、イセタン オブ ジャパン S d n. B h d.、アイシージェイ デパートメントストア（マレーシア）Sdn. Bhd.、米国三越 I N C.、イタリア三越 S. p. A.、(株)エムアイカード

当連結会計年度において、株式会社三越伊勢丹フードサービスは株式会社三越伊勢丹を存続会社とする吸収合併により消滅したため、また、株式会社マミーナは清算が終了したため、連結の範囲から除外しております。

(3) 主要な非連結子会社の名称

英国三越 L T D.、(株)三越伊勢丹ソレイユ、(株)九州コミュニケーションサービス、(株)愛生、(株)ファッションヘッドライン、(株)三越伊勢丹イノベーションズ、(株)レオマート

(4) 非連結子会社について連結の範囲から除外した理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 9社

新光三越百貨股份有限公司、(株)ジェイアール西日本伊勢丹、アイティーエムクローバー C o. , L t d.、新宿サブナード(株)、(株) J P 三越マーチャンダイジング、(株)Japan Duty Free Fa-So-La 三越伊勢丹、(株)アイム環境ビル管理、野村不動産三越伊勢丹開発合同会社、(株)エムアイフードスタイル

当連結会計年度において、野村不動産三越伊勢丹開発合同会社及び、株式会社エムアイフードスタイルを持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法非適用会社の名称および持分法を適用しない理由

持分法非適用会社（サカエチカマチ㈱他）は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等の連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法は適用しておりません。

(3) 持分法を適用した会社のうち、事業年度が親会社の事業年度と異なる会社の取扱

持分法を適用した会社のうち、事業年度が親会社の事業年度と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、持分法適用上必要な調整を行っております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、伊勢丹（中国）投資有限公司、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司、天津伊勢丹有限公司、天津濱海新区伊勢丹百貨有限公司、成都伊勢丹百貨有限公司、イセタン（シンガポール）L t d.、イセタン（タイランド）C o. , L t d.、イセタン オブ ジャパン S d n. B h d.、アイシージェイ デパートメントストア（マレーシア）S d n. B h d.、米国三越 I N C.、イタリア三越 S . p. A.、イセタンミツコシ（イタリア）S . r . l. の決算日は12月末日であります。連結計算書類の作成に当たっては、各社の決算日現在の計算書類を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

その他の有価証券

時価のあるもの

時価のないもの

たな卸資産

商品

償却原価法

連結決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

主として移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

主として売価還元法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

その他

主として先入先出法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年以内）に基づく定額法により償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

当連結会計年度末に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

執行役員、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

ポイント引当金

販売促進を目的とするポイント制度により発行されたポイントの未使用額に対し、過去の使用実績率等に基づき、将来の使用見込額等を計上しております。

商品券回収損引当金

商品券等が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費

償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

② 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等について振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約取引、為替変動・金利変動リスクを回避するためのスワップ取引及びオプション取引

ヘッジ対象 外貨建営業債務、借入金の支払金利

ヘッジ方針

当社グループのリスク管理方針に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジすることとしております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、連結会計年度末に個別取引毎のヘッジ効果を検証しておりますが、ヘッジ対象の資産または負債とヘッジ手段について元本、利率、期間等の重要な条件が同一の場合には、本検証を省略することとしております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として5～12年)による定額法により発生時から費用処理しております。

また、数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5～12年)による定額法により発生年度の翌連結会計年度から費用処理しております。

④ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

⑤ のれんの償却方法及び期間

のれんの償却については、主として10年間の均等償却を行っております。

[会計方針の変更に関する注記]

(在外連結子会社の消化仕入取引に係る売上高の会計処理)

当社グループは、顧客への商品の販売と同時に取引先より商品を仕入れる、いわゆる消化仕入取引について、「売上高」及び「売上原価」のいずれにも取引金額を計上しておりますが、当連結会計年度より、国際財務報告基準に準拠した財務諸表を作成している在外連結子会社の消化仕入取引について、売上総利益相当額を「売上高」に計上する会計処理に変更しております。

この結果、該当取引に係る収益については、総額表示から純額表示に変更されております。

[表示方法の変更に関する注記]

(連結貸借対照表)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前連結会計年度において「流動資産」に区分しておりました「繰延税金資産」（前連結会計年度16,439百万円）は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」9,975百万円に含めて表示しており、前連結会計年度において「流動負債」に区分しておりました「繰延税金負債」（前連結会計年度1百万円）は、「固定負債」の「繰延税金負債」123,970百万円に含めて表示しております。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額 377,474百万円

2. 偶発債務

保証債務等

従業員住宅ローン保証

69百万円

関係会社借入金等債務保証

(株)ジェイアール西日本伊勢丹

(注) 9,198百万円

保証債務等合計

9,267百万円

(注) 上記金額については、債務保証額から持分法適用に伴う負債として計上された金額を控除した金額を記載しています。

3. たな卸資産の内訳

商品

45,487百万円

製品

112百万円

仕掛品

619百万円

原材料及び貯蔵品

615百万円

たな卸資産合計

46,834百万円

[連結損益計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度において、連結子会社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

用途	種類	減損損失 (百万円)	場所
店舗	建物及び構築物 土地 その他	1,959 448 153	新潟三越店（新潟県新潟市）
店舗	建物及び構築物 その他	914 200	三越恵比寿店（東京都渋谷区）
店舗	建物及び構築物 その他	650 77	福岡三越店（福岡県福岡市）
店舗	建物及び構築物 その他	384 87	名古屋三越星ヶ丘店（愛知県名古屋市中区）
店舗	建物及び構築物 その他	307 120	松山三越（愛媛県松山市）
店舗	建物及び構築物 差入保証金 その他	112 48 88	岩田屋久留米店（福岡県久留米市）
店舗	建物及び構築物 その他	173 35	伊勢丹立川店（東京都立川市）
店舗	建物及び構築物 その他	10 952	シンガポール シンガポール市
店舗	建物及び構築物 その他	141 30	上海梅龍鎮 上海市
その他店舗	建物及び構築物 土地 差入保証金 その他	207 18 272 40	東京都新宿区 他
その他	建物及び構築物 土地 その他	71 15,518 253	イセタンウエスト1（東京都新宿区）
店舗・その他	建物及び構築物 のれん その他	646 5,993 6,055	ソシエ（東京都渋谷区 他）
営業用システム	ソフトウェア その他	92 0	東京都中央区
	合計	36,067	

(注) 連結損益計算書において、減損損失のうち、3,620百万円は「店舗閉鎖損失」に含まれております。

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(3) 資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。

(4) 回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。回収可能価額が正味売却価額の場合、重要性の高い資産グループの測定については、不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額等を基準としております。また、回収可能価額が使用価値の場合、将来キャッシュ・フローを約8%で割引いて算定しております。

2. 当連結会計年度における事業構造改善費用は、主に株式会社三越伊勢丹のネクストキャリア制度の実施に伴う費用等であります。

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式

395,694,754株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月21日 定時株主総会	普通株式	2,338	6.00	2018年3月31日	2018年6月19日
2018年11月7日 取締役会	普通株式	2,339	6.00	2018年9月30日	2018年11月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

2019年6月17日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月17日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,339	6.00	2019年3月31日	2019年6月18日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の数

普通株式

1,555,800株

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金に関する資金運用については銀行預金および高格付けの債券等安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については銀行借入および短期社債（コマーシャル・ペーパー）、社債等により調達する方針です。デリバティブは、営業債務の為替変動リスクおよび借入金等資金調達の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業（取引先企業）の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。その一部には、商品の輸入代金支払に関する外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該為替変動リスクを回避するために、決済額の一部について為替予約を行っております。

借入金のうち、短期借入金およびコマーシャル・ペーパーは主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金および社債は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期借入金の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理するとともに、主要取引銀行とコミットメントライン契約および当座借越契約により十分な手許流動性を確保しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

項目	連結貸借対照表計上額(注1)	時価(注1)	差額
(1) 現金及び預金	47,345	47,345	—
(2) 受取手形及び売掛金	137,239	137,239	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	4,512	4,542	29
其他有価証券	33,528	33,528	—
(4) 差入保証金	53,997	51,669	△2,327
(5) 支払手形及び買掛金	(106,486)	(106,486)	—
(6) 短期借入金(注2)	(11,446)	(11,446)	—
(7) 社債	(40,000)	(40,648)	648
(8) 長期借入金(注2)	(81,300)	(80,490)	△809
(9) デリバティブ取引	△1	△1	—

(注1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注2) 1年内返済予定の長期借入金は、(6) 短期借入金に含めておらず、(8) 長期借入金に含めています。

(注3) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しています。

(5) 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(7) 社債

社債の時価については、市場価格に基づいて算定しております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっています。

(9) デリバティブ取引

取組先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。金利スワップの特例処理によるものはヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されるため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(上記(8)参照)

(注4) 非上場株式、関係会社株式等(連結貸借対照表計上額85,213百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めていません。

[賃貸等不動産に関する注記]

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社の一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルや賃貸商業施設、賃貸住宅を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の時価
賃貸等不動産	142,843	177,605

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」等に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額	1,475円74銭
2. 1株当たり当期純利益	34円58銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

4. 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	50,461	18,809	378,661	397,470	25,029	25,029
当期変動額						
新株の発行	112	112	—	112	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	△4,677	△4,677
当期純損失	—	—	—	—	△8,697	△8,697
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	△0	△0	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	112	112	△0	112	△13,375	△13,375
当期末残高	50,573	18,921	378,661	397,582	11,654	11,654

(単位：百万円)

科 目	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	△9,297	463,663	—	—	2,028	465,692
当期変動額						
新株の発行	—	224	—	—	—	224
剰余金の配当	—	△4,677	—	—	—	△4,677
当期純損失	—	△8,697	—	—	—	△8,697
自己株式の取得	△7	△7	—	—	—	△7
自己株式の処分	0	0	—	—	—	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	49	49
当期変動額合計	△6	△13,157	—	—	49	△13,108
当期末残高	△9,303	450,506	—	—	2,077	452,583

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

5. 個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

執行役員、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

債務保証損失引当金

関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

3. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費について、償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

[貸借対照表に関する注記]

有形固定資産の減価償却累計額 0百万円

保証債務

関係会社の借入金に対する債務保証

株式会社ジェイアール西日本伊勢丹 9,198百万円

(注) 上記金額については、債務保証額から債務保証損失引当金を控除した金額を記載しています。

関係会社に対する短期金銭債権 8,993百万円

関係会社に対する短期金銭債務 1,720百万円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 14,542百万円

販売費及び一般管理費 1,051百万円

営業取引以外の取引高 2,168百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

自己株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当期首株式数	増加	減少	当期末株式数
普通株式	5,693,442	5,754	406	5,698,790

(注) (1) 増加は、単元未満株式の買取請求によるものです。

(2) 減少は、単元未満株式の買増請求によるものです。

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	26百万円
未払費用	271百万円
未払事業税等	97百万円
ストックオプション費用	421百万円
関係会社株式評価損	9,516百万円
関係会社事業損失引当金	293百万円
債務保証損失引当金	429百万円
貸倒引当金	3,138百万円
その他	250百万円
繰延税金資産小計	14,444百万円
評価性引当額	△14,017百万円
繰延税金資産合計	426百万円

[関連当事者との取引に関する注記]

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社三越伊勢丹	直接 100%	役員の兼任 経営管理等 資金貸借	経営管理料の受取(注1) 経理業務委託料(注1) 資金の受取(注2) 利息の受取(注3) 資金の返済(注2) 利息の支払 出向者人件費の立替払(注4)	8,064 485 10,000 1,053 7,169 5 4,311	未収収益 — 関係会社 短期貸付金 関係会社 長期貸付金 未収収益 関係会社 短期借入金 未払費用	8,709 — 69,000 110,300 62 1,953 267
子会社	株式会社岩田屋三越	直接 100%	資金貸借	資金の受取(注2)	1,581	関係会社 短期貸付金	7,129
子会社	株式会社名古屋三越	直接 100%	資金貸借	資金の借入(注2)	324	関係会社 短期借入金	7,915
子会社	株式会社エムアイカード	直接 100%	役員の兼任 資金貸借	資金の貸付(注2) 利息の受取(注3)	6,024 203	関係会社 短期貸付金	37,788
子会社	株式会社エムアイ友の会	間接 100%	資金貸借	資金の返済(注2) 利息の支払(注3)	1,628 506	関係会社 短期借入金	86,279
子会社	株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズ	直接 100%	役員の兼任 資金貸借	資金の受取(注2)	1,500	関係会社 短期貸付金	7,500
関連会社	株式会社ジェイアール西日本伊勢丹	直接 40%	役員の兼任	債務保証	10,600	債務保証 損失引当金	1,402

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) (1) 経営管理料および経理業務委託料については、契約条件により決定しております。
- (2) 資金の貸借については、グループ内の資金を一元管理するキャッシュ・マネジメント・システム(CMS)による取引であります。
- (3) 貸付金・借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (4) 株式会社三越伊勢丹が支給した出向者人件費について、実費精算を行ったものであります。

(5) 取引金額には消費税等は含まれておりません。

[1 株当たり情報に関する注記]

1. 1 株当たり純資産額	1,155円16銭
2. 1 株当たり当期純損失	△22円31銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。